

企業規模別実効税負担の格差状況の検証

—日本の法人税は高くなく巨大企業優遇の「逆累進構造」の欠陥—

富岡幸雄

目次

- I 序言—法人税再減税を計画しているが実際は極小負担
—巨大企業は法定税率の6割程度しか払っていない—
- II 安全保障問題から経済最優先に豹変した安倍政権の政略
—政策の行き詰りを偽装する新アベノミクスの幻想—
- III 実効税負担状況分析でのマイクロとマクロの両アプローチ
—「検証税務会計学」における分析方法論の新展開—
- IV 企業規模別総合平均実効税負担状況の分析要領と計算構造
—調査分析における諸基礎要因の概念と算定の要領—
- V 企業規模別の総合平均実効税負担状況の格差分析の総括
—驚くべき低い実効税負担水準にある全体像を図示—
- VI 企業規模別の課税所得等の縮小化状況の格差分析の総括
—課税所得金額の巨大な削減欠落状況の実像を図示—
- VII 法人税制の欠陥の格差是正による増収想定額推定の総括
—巨額な増収想定額による新規財源発掘状況を図示—
- VIII 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率の算定基礎
—実効税負担格差状況の企業規模別と年度別の分析—
- IX 企業利益相当額に対する課税所得等の縮小額の算定基礎
—課税所得金額と法人税額の1社当たりでの縮小額—

I 序言——法人税再減税を計画しているが実際は極小負担

——巨大企業は法定税率の6割程度しか払っていない——

1 日本経団連があつかましくも法人税率の一段の引き下げと消費再増税を要求しているのは驚きである

日本経営者団体連合会（榑原定征会長）は、2015年9月8日、「平成28年度税制改正に関する提言」を発表した。2017年4月に予定されている10%への消費再増税の確実な実施と、法人の法定総合税率の20%台への引き下げを早期に実行するよう強く求めている。

法人税の法定総合正味税率は再々にわたり引き下げられ、最近では2015年度改正により、これまでの34.62%から32.11%に引き下げられ、さらに、16年度にも31.33%以下まで引き下げられることが決定している。

日本経団連は、「経済活性化を図るため、法人実効税率（正確には「法定総合正味税率」というべきである）のさらなる引き下げを図り、できるだけ早期に20%台を実現することが重要である」として、最終的にはアジア近隣諸国並みの25%程度まで引き下げよう要求している。ただし、代替財源として検討されている研究開発税制の縮小や、外形標準課税の課税ベースの拡大について、「業績が回復途上にある企業の税負担が重くなるデメリットがあり、安易にすべきではない」と慎重な姿勢を示すなど、具体的な代替財源は示していない。まことに勝手極まる自己本位の「あつかましい」要求である。

第2次安倍政権の発足以来、日本経団連の政治への干渉は、目に余るものがある。それは具体的に、次の3つのルートによりなされてきている。

第1は、政権に対する政策提言である。日本経団連の政策提言として発表することによって政権の政策に影響を与えている。これは、次の2つのルートによる圧力をバックとすることにより大きな力となっている。

第2は、日本経団連の代表が政権の政策決定過程に直接に参加して財界・大企業に都合のよい政策を作成している。特に、内閣の「司令塔」と言われる会議体に分厚く人を送り込み直接に大きな影響を与えている。

第3は、政治献金の奨励である。これまでは、巨額の献金を斡旋したり、自ら集めて自民党に提供していた。しかし、最近では、一段と露骨になり、政党の政策評価による「通信簿方式」を復活させ、それに準拠して政治献金を奨励するという、まさに、事実上の「政策をカネで買う」と言うべき方式が採用されている。

このようにして、「財界直結型」の安倍政権の政策は、財界・大企業の意向をストレートに反映するものとなっている。大企業の法人税率を引き下げ、その事実上の代替財源として、庶民いじめの逆進性の強い悪税である消費税増税に狂奔していく政策の由来とその根源が存するのである。

2 法人税率の再引き下げは安倍政権の中味のない「成長戦略」の目玉となっているが成長には役に立たず法人税制の不公正を拡大するだけである

安倍政権の経済政策であるアベノミクスの中核は、金融、財政に続く「成長戦略」であるが、いつまで待っても中味が出てこないで、いまや、完全に空洞化している。せめて、法人税改革を「企業の国際競争力を強化する」ために5%程度税率を引き下げるとしている。しかし法人税減税で企業の国際競争力を強化するなどということはできない。

経済産業省「海外事業活動基本調査・2013年度版」によれば、日本企業の海外直接投資決定要因のうち最も有力な理由は「現地での製品需要が67.5%」であり、「税制」を挙げる企業は僅かに8.9%に過ぎない。このまま法人税減税をしても、大企業の内部留保を増やすだけで投資や賃金を増すことにはならない。

安倍政権の成長戦略は、手づまりで仕方なく、何かをやらなければならないから、法人税減税を掲げており、日本経団連の要求にも応えようとしているが、全く誤った政策である。

法人税制には多くの欠陥があり歪んでいる。この欠陥を是正しないで、税率だけ引き上げることで、法人税制の不公正を拡大するだけである。

3 巨大企業の実効税負担率は財界・大企業の要求している20%台を既 にはるかに割り込み、17.29%に過ぎない現実を直視すべきである

経済界や大企業、マスコミ、経済産業省は、日本の法人税は高いと声高に宣伝しているが、私のこれまでの研究で明確になったことは、高いのは「法定総合正味税率」であり、「実効税負担率」は、極めて低いのである。

これを全法人をトータルにならしてみると総合平均実効税負担率（2013年度分・外国税額を含む）は22.72%であり、法定税率の6割弱の59.77ポイントに過ぎない。

特に、指摘しなければならないのは巨大企業の実効税負担が極めて低いことである。資本金100億円超の巨大企業の総合平均実効税負担率は、実に17.29%（2013年度分・外国税額を含む）という驚くべき低い税負担水準になっていることである。これでも、日本の法人税は高いと言えるのか、既に低過ぎるくらい低いのであり、政府は真剣に考えるべきである。

表面的な法定税率と経済的実質的な実効税負担率との間には著しい格差が存するのである。いずれの企業も、現実に行われておらず、その法定税率どおりに税金を払っていない「仮空の高い法定税率」を振りまわすのではなく、検証税務会計学が立証した実際の「真実な実効税負担率」を直視して、日本経団連の尻馬に乗って国民を欺瞞して、一段と法人税制の不公正を拡大する有害な法人税減税は速やかに中止すべきである。

Ⅱ 安全保障問題から経済最優先に豹変した安倍政権の政略

——政策の行き詰りを偽装する新アベノミクスの幻想——

1 安倍政権は専守防衛に徹し非戦を国是として貫いてきた日本を変質させ憲法違反が濃厚な安全保障関連法の性急な成立を強行

安倍政権は、自衛隊は必要最小限の実力組織として合憲であるが、海外で武力を行使することはできないとしてきた、これまでの憲法第9条の論理体系の根幹と与党の数の力によって切り崩した。憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使に道を開き多くの憲法学者により「憲法に違反する」と言われ、廃案を訴える人々の抗議をよそに、安全保障関連法の成立を採決強行までして突き進んだ。

もとより国の安全保障は極めて重要であり、真剣に取り組まなければならないことであるが、何と言っても今回の安倍政権のやり方は、あまりにも強引であった。特に、国会審議における見るに堪えない紛糾については大きな失望感を禁じ得ない。多くの国民からの猛反発を招いていることは、けだし当然である。

これまで国会で政府が一貫して説明してきた憲法解釈であっても、直近の選挙で多数を取れば「政策上の必要性」、 「安全保障環境の変化」から変更できるとすれば法規範としての国の最高法規である憲法の存在意義は失われてしまう。このようなことは、国民の権利や自由が国家権力によって恣意的に侵害され、立憲主義が破壊され、法定安定性の消滅の先例となり、危険極まりない。

何よりも遺憾なことは、「日本の民主政治は、一体どうなってしまうのか」と、国民が政府に対し大きな不信感を持つことになる現象を招来してしまったことである。諸外国からも「日本は、どういう国になるのか」と警戒され、国際的信用を喪失する恐れもある。

懸念される問題は、考えてもいなかった国を敵に回す危険性があることである。米国が「敵」とする相手は、全て日本の敵になり得る。テロの標的にもなりかねない。どこの国から経済制裁を受けても大変なことになる。それが、どうして日本の安全と平和に役立つことになると言えるのであろうか。

これでは、むしろ日本の平和と安全に危機を呼び込む危険性を排除できない恐れがあるのではないか。過去にも国連平和維持活動（PKO）協力を成立させた宮澤喜一政権が2人の日本人の命がPKO活動中に奪われる事態を招来し、強い衝撃を受けたことがある。

新たな安全保障関連法は、早ければ2016年2月から施行される。そうなれば現在、派遣中の南スーダンの自衛隊の部隊が武器を使用する場面向き合うこともあるであろう。

安保関連法は成立の過程で、これまでにない各層の反対デモを生み出し、世論調査でも多数が早期成立に反対した。しかし、安倍首相は、「今はまだ国民の理解が進んでいないが、法案成立後、いずれ理解するようになる」と開き直っている。

第2次安倍政権がスタートしてから、2013年は特定秘密保護法、14年は解釈改憲閣議決定、15年は安保法制とテーマを変えながら多くの反対を無視して強行政治が行われている。民意を納得させられない、いつまでも騒々しく安定しない政治に民心は嫌気が差している。

安保が済めば、「経済最優先」に転換する作戦をとり、「行き詰まったアベノミクス」を偽装するために目先を変えて国民の怒りを巧みに醒して、2016年夏の参議院選挙に臨もうとしているのである。

しかし、内実のない幻想と虚構の政策をスローガンだけを書き替え、看板の塗り替えをただけでは成功することは期待できない。

2 集団的自衛権の行使を容認する成立した安全保障関連法の内実は全て米国からの要望どおりの法成化

安倍首相は、この法律をつくることで「日米同盟を強化」したことになり“宿願”を果たしたと自画自賛している。しかし、この法律は、米国の要望どおりに法制化したというのが真相である。

集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法の内容は、既に3年前に予想できた。それは、米国の超党派の日本専門家が2012年にまとめた「アーミテージ・ナイ報告書」である。アーミテージ元国務副長官、ナイ元国務次官補らが共同執筆し、日本に安全保障関連法の制定を求めている。

報告書は、日本に米国との同盟強化を迫り、日本が集団的自衛権を行使できないことを「日米同盟の障害」と明言している。自衛隊の活動範囲の拡大を求め、中東・ホルムズ海峡での機雷掃海をはじめ、南シナ海での警戒監視活動の実施も要求し、国連平和維持活動（PKO）でも、離れた場所で襲撃された他国部隊などを武器を使って助ける「駆け付け警護」の任務追加の必要性を強調していた。

これらの要求事項の主要な方向性は、ほぼ今回の安全保障関連法に網羅され、米国の要望どおり全て法制化されたのである。

報告書は、このほかに、情報保全の向上や武器輸出三原則の見直し、原発の再稼働にも言及し、特定秘密保護法の制定、武器輸出の原則解禁、原発再稼働方針をも要求していた。安倍政権は2012年の発足以来、これらの多くの政策を実施してきたのである。

日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の18年ぶりの改訂も行われ、安保法と「両輪」となった。ガイドラインは米国と自衛隊との関係を強め、米軍への支援を地球規模に拡大させた。安全保障関連法の成立によって、それを実行可能とした。

3 多くの国民の猛反発を誘発し、内閣支持率が低落し、政策実行の体力を消耗したので目先を変えて経済再生重視にシフトチェンジ

安倍政権は、理不尽で強引な政治手法により安全保障関連法の成立に突き進んだ結果、多くの国民の政権不信を増幅し、猛反発を招き内閣支持率を低落させ、政策実行の体力を相当程度に奪われた。

そこで、怒れる国民の目をそらすことを狙い、空気を変えて景気回復を最優先とする経済優先路線に回帰して、経済再生対策に精力を注入することとした。それは、成果を上げて来夏の参議院選挙に向けて支持率を回復し反転攻勢に転じようとの思惑である。あたかも60年安保闘争後の高度成長の池田ドクトリンを再現することを夢見ているかのようにである。

総裁就任を機に、安倍首相周辺から「岸の孫は自ら池田首相の役割をも果たす」との虫のいい掛け声が上がっている

しかし、消費税の軽減税率の適用範囲の決定、中小企業の経理対応の難題など、増税時の低所得者への負担緩和策の導入の可否をめぐり、関係者の複雑な利害の対立がからみ、容易に解決策を念出できない税制技術上の難題を抱えている。より根本的には、雲行きが怪しくなり懸念が深まっている時期に景気に痛烈な打撃を与える消費税の再増税を可能とするまでに経済基盤を強化することができるか否かの問題に直面している。

さらに、大筋合意した環太平洋パートナーシップ協定（TPP）への対応にも越えなければならない高いハードルを抱えた多くの難題がある。

何よりも問題なのは、国会における議席の数をたのみに、権力主義で強引な政治謀略を行使し安全保障関連法を強行成立させたことにより、離れてしまった支持を取り戻し、来夏の参議院選挙を勝ち抜くために実現性の裏づけのない夢のような経済政策を総花的に掲げ幻想を振りまいていることである。

4 参議院選挙をにらみ政権の求心力回復を狙い看板を書き替え、アベノミクスの第2ステージと称して「強い経済」「子育て支援」「社会保障」の「新3本の矢」を提示

安倍晋三首相は、2015年9月24日、自民党総裁の再選を受けて党本部で記者会見をし、「アベノミクスは第2ステージ」に移り経済最優先の政権運営を進める考えを表明し、2020年に向けた経済成長の推進力となる「新3本の矢」を目標に掲げていることを発表した。

この「新3本の矢」は、(1)希望を生み出す強い経済、(2)夢を紡ぐ子育て支援、(3)安心につながる社会保障、の3項目を挙げ、目指すは「1億総活躍社会」の実現であると大風呂敷を広げている。

第1の強い経済については、「国内総生産（GDP）600兆円の達成を明確な目標として掲げたい」と表明している。達成時期は示さなかったが、2014年度に490兆円であった名目GDPを2割増やすために「生産性革命を大胆に進める」としている。大きな経済圏を世界に広げながら「投資や人材を日本に呼び込む」としている。

第2の子育て支援では、現在は1.4程度の出生率を「希望出生率1.8」まで回復させる目標を掲げた。子育てにかかる経済的負担を軽くするための幼児教育の無償化、結婚支援や不妊治療支援に取り組むとともに、多様な価値観に対応するために「教育制度の複雑化は不可欠だ」と指摘し、奨学金の拡充や、ひとり親家庭を支援し、子どもの貧困の問題に取り組むとしている。

第3の社会保障については、制度の改革と充実を進めていくとし、「仕事と介護の両立は大きな課題だ」とし、家族らの介護のために退職せざるを得ない事態を改めて「介護離職ゼロ」にしたいとの目標を示している。生涯現役社会の構築を目指し、予防に重点化した医療制度へと改革を進める。

働く意欲がある高齢者に多様な就業機会を提供するとし「豊富な経験や知恵を持つ人材が増えると捉えればチャンスだ」との考えを明らかにし、年金も含めた所得全体の底上げを図ることで、高齢者世帯の自立を支援していくとしている。

安倍首相は、長年手つかずであった日本社会の構造的課題である「少子高齢化の問題に正面から挑戦したい」として、これから2020年に向けた「日本1億総活躍プラン」としてまとめ、「2050年度も人口1億人を維持する国家としての意思を明確にしたい」と語っている。

2017年4月に予定する10%への消費増税については「リーマン・ショックのようなことが起こらない限り予定どおり実施する。その考えに変わりはない」と強調している。

憲法改正に関しては「現行憲法の基本的な考え方を維持するのは当然の前提として、必要な改正は行うべきだ」と強調。当然、来年の参議院選挙でも公約に掲げる考え方を示しつつ、「大切なのは国民の理解が深まることだ」とも語った。

5 「旧3本の矢」の検証と総括もないままで実現への具体策と財源的裏付けを示さず幻想をふりまく「新3本の矢」への懸念

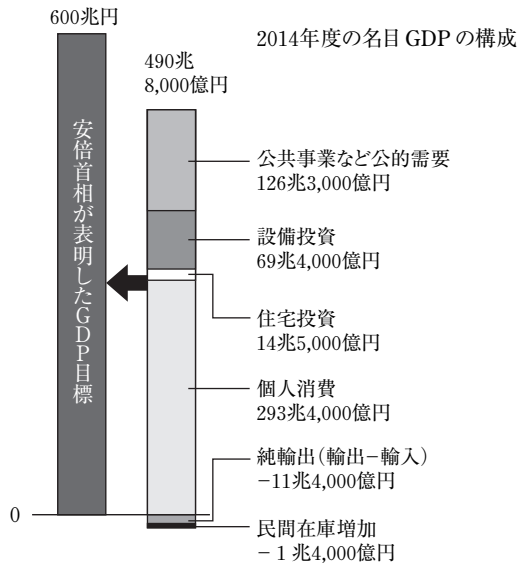
安倍首相が表明した「新3本の矢」は、実現のための具体策が全く示されていない。政権発足時に掲げた旧3本の矢の検証も総括もないままである。旧3本の矢が行き詰まるなかで、新しい矢で目先を変えた無責任な政策の恣意的な提示である。

まず、新第1の矢の「強い経済」の国内総生産（GDP）を600兆円にする目標は、具体的にどのようにして実現するかを示していない。首相が「経済最優先」を掲げるならば、高い目標を裏付ける成長戦略の中身を示す必要がある。しかし、新3本の矢には成長戦略という言葉はない。しい

て言えば、1本目の「希望を生み出す強い経済」の説明にある「生産性革命」と「投資や人材を日本に呼び込む」と語ったことが、そこに入るのであろうが、それ以上の説明はない。

安倍首相は、「強い経済」の象徴として、2014年度で名目490兆円であったGDPを600兆円にすることを目標に掲げた。財政健全化のために、これまで示してきた経済成長シナリオのGDP値でもある。政権が掲げる「名目3%、実質2%以上の高成長率」の楽観的ケースが続けば、2020年度に594兆円、21年度に616兆円に達する、という内閣府の試算に基づくものである（〔図1〕を参照）。

〔図1〕 現在の名目GDPの状況と新3本の矢の目標
—2014年度の490兆円を20年度に600兆円にも—



(注) 1. 内閣府の試算に基づき作図している。
2. 100億円単位で四捨五入している。

ところが、第2次安倍政権の発足後、2013年度の実質成長率は2.1%、14年度は4月からの5%から8%へのアップの消費増税による駆け込み需要の反動で1.2%押し下げられてマイナス0.9%、15年度は1.5%の見通しであった。しかし、消費低迷で15年4～6月期の実質GDPが3期ぶりに減少し、年換算でマイナス1.5%が見込まれ、7～9月期もマイナスで、2四半期続けてマイナスになっている。こんな事態で旧プランの行き詰まりが鮮明となるなか、突如として打ち出されたのが「新3本の矢」である。

高成長を前提としているが、肝心の経済政策の具体的手法について説明は乏しく、実現の可能性は低いものとみざるを得ない。アベノミクスが描いているのは、企業が儲かれば従業員の賃金が上がり、消費も増え、また企業が儲かるという「好循環」の輪を大きくするというシナリオであったが、実現したとは言えず、逆に副作用ばかりが目立っている。

具体的な目標として打ち出した「子育て支援」「介護支援」などは来夏の参議院選挙を意識した万人受けを狙った施策であろうが、真に経済成長の起爆剤となるかは未知数である。海外景気も中国経済の変調などで不透明感が増しており、GDP600兆円目標は羊頭狗肉の危うさを孕んでいる。

新第2の矢の「子育て支援」では、保育園に入れない待機児童をゼロにすることや、幼児教育の無償化の拡大、3世代同居や多子世帯への重点的支援などを表明し「子育てに優しい社会を作り上げていく」「少子化の流れに終止符を打つことができる」と謳い上げている。

これらの実施には継続的な財源が要る。しかし、どのくらい必要で、どこから捻出するか全く説明がない。財源が確保できないなら希望出生率を1.8まで回復できるとした根拠が揺らぐことになる。

新第3の矢の「社会保障」に掲げた「介護離職ゼロ」にも生煮えの感が強い。要支援、要介護の認定を受けている高齢者は600万人を突破している。安い自己負担で住める特別養護老人ホームに入居を希望する「待機老

人」は最大52万人である。介護施設の整備を進める方針を示したのであるが、やはり財源が必要である。

訪問介護を増やすにも人手が足りない。厚生労働省の試算では2025年に38万人の介護職員不足が見込まれる。仕事と介護が両立できるよう、働く時間や場所を限定する「限定正社員」など、働き方の改革を後押しする政策の強化が欠かせない。

岩盤規制の改革など旧第3の矢の成長戦略への市場関係者の期待は大きいのであるが、これまで、さっぱり実効性がみられず期待はずれになっているのに、新3本の矢からは消えてしまっている。参議院選挙で自民党は業界団体の推す候補を比例代表などに立てて2人3脚で選挙戦を展開することになるので3本の矢を衣替えした意味を勘繰る向きの見方もある。

問題は、旧3本の矢について総括と検証が不十分なままで、新3本の矢を持ち出して「幻想をふりまく」だけでは全く説得力がない。これでは、これまでの政策の行き詰まりに対する国民の批判の目をそらすための絵空ごとだと断じざるを得ない。

6 夢物語のような「1億総活躍社会」プランの実現性は至難であることについて懸念

安倍首相は、2015年9月25日の記者会見で「1億総活躍社会」の実現に向けて担当閣僚の新設を表明し、「政治主導で働き方を変えることで少子化を食い止め、人口減による労働力不足を補って、国の活力を維持する」ためであることを強調している。政府関係者は「誰もが家庭や職場で活躍できる社会が目標だ」と指摘し、省庁にまたがる政策を総動員する構えのようである。

2014年、日本の人口は前年に比べ27万人減少した。このままでは2040年以降は、毎年100万人が消えていくとみられている。日本の人口は現在、

1億2,600万人であるが、いまの1.42程度の出生率がこのまま続くと、今世紀末には5,000万人に縮小する。それは100年前の規模とほぼ等しい。しかも、それが明治時代のように若者が満ち溢れていた国ではなく、高齢化率が40%にも達する、世界で最も老いた国となる。

しかも、このまま人口が減り続け、生産性も向上しない場合、2040年以降、年平均マイナス0.1%程度の低成長に陥るとの試算もある。

日本再建イニシアティブの調査・報告書『人口蒸発「5,000万人国家」日本の衝撃』（新潮社）は、このような深刻な状態になりつつある日本の人口問題を「日本史上最大の危機」と位置づけている。同報告書は、「緩和」と「適応」の両面から思い切った手を打つことで、最低8,000万人の人口を維持すべきであると主張し、海外から年間15万人の人材の取り込みを含む、多岐にわたる政策提言を行っている。

やはり人口は国力であり国勢なのである。たしかに、日本がこのまま急激な人口減少を放置した場合には日本の世界における地位とパワーを低減させていく恐れは強いであろう。このことにつき、次のように論じられている（船橋洋一「新世界地政学—少子高齢平和主義」月刊『文藝春秋』第93巻第10号、2015年9月号、228-229頁）。

第1に、日本は、「1億人国家」の地位から降りることになるであろう。1950年、「1億人国家」は中国、インド、米国、ソ連の4カ国であった。現在、それは日本を含む11カ国である。2050年には、それは18カ国に増えるであろうが、日本はそれから外れる。

第2に、日本がアジアの中での人口7大国に留まることができるかどうか怪しくなる。おそらく、このアジア人口G7のテーブルを囲むのは、インド、中国、インドネシア、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナムであり、日本はこのパーティに招かれない可能性が強い。

第3に、少子高齢化社会は、社会保障面での既得権を保持することに関

心が向かうと同時に、戦死・戦傷と戦争への忌避感が強くなるため、その国のパワー投影にはマイナスに働く。中国の海洋での挑戦にも拘らず、日本の安保法制に対する世論の強い反発が、安全保障より社会保障を求める高齢者の抵抗がその芯にあるとみることもできるかもしれない。

そして、最後に、このような「少子高齢平和主義」の日本は、米国にとって魅力のある同盟国とみなされなくなるリスクがある、とまでも指摘されている。

安倍首相が意欲的に志向する「1億活躍社会」は、その前提として、欲しい子どもの数をもとに算出する「希望出生率1.8」の実現を掲げている。問題は首相が言及した幼児教育の無償化の拡充は、自民党が2014年12月の衆議院選挙の選挙公約でも掲げたが財源の見通しが立たず、15年度からの実施が見送られた経緯もある。たしかに50年後も「人口1億人国家」であることは望ましいことではあるが、人口問題の深刻な実態を考察する限り、余程の施策を講じない限り至難なことであり「夢物語」であると言わなければならない。

7 アベノミクスが描いた大企業の収益拡大を頼りにした「好循環」のシナリオは、肝心の「成長戦略」の空洞化で破綻し、副作用で格差拡大だけを増幅

安倍政権の経済政策アベノミクスが描いたのは、企業が儲かれば従業員の賃金が上がり、消費も増え、また企業が儲かるという「好循環」のシナリオであった。

「旧第1の矢」で日銀が大量のお金を準備し、「旧第2の矢」で政府が公共事業などを発注して民間の仕事を増やすのである。「旧第3の矢」は、規制緩和で企業がいろいろな仕事に手を出しやすいうようにし、資金需要が増えてお金の流れが活発になる。これにより「好循環」を実現させようと

してきた。

しかし、目指す「好循環」シナリオは実現したとは言えずに、逆に副作用ばかりが目立っている。

まず、「旧第1の矢」で日銀が世の中に、より多くのお金を流そうとした。ところが、企業は製造拠点を海外に移すなどしていたため、必要とする資金需要は伸びないで銀行の貸し出しは増えていない。ところが、一方で、円安と株高は、海外に子会社のある大企業の利益をかさ上げし、株式などを持つ富裕層の資産を増やし、持てる者をさらに富ませた。

次いで、「旧第2の矢」で「10年間で200兆円」とぶち上げた目玉の目標は、財政難のため看板倒れになった。円安と相まって資材価格の高騰を招き公共事業の入札が不調に終るケースも相次いだ。有効求人倍率など雇用環境に一定の改善はあったが、労働環境は悪化し低賃金の非正規雇用の割合が増加してしまっている。

最後の「旧第3の矢」では、成長戦略の名のもとに労働者派遣法の改正を断行したが、非正規雇用を増やしかねない労働条件の悪化を招来している「改悪」だとの指摘もある。

円安で輸入品価格が上昇したが、賃金は追いついていない。逆に、体力のある大企業や富裕層がさらに富み、持たざる非正規雇用者は増えるばかりという格差拡大がもたらされている。

8 景気先行きに不安で景況感が悪化し「お金が回らず目詰まり」を起 こして破綻の危機に瀕しているアベノミクス

これまで安倍政権は、過去最高水準の企業収益を背景に、設備投資を内需拡大の“切り札”として期待をかけて経済界に要請してきた。しかし、経済界の動きは慎重である

もともと設備投資は、民間同士の取引で成り立ち、企業の経営において

中長期的視野に立った重要な戦略的判断を要する設備投資に対し政府が介入するのは異例のことである。巨額の内部留保を蓄積しながら、好業績にも拘らず設備投資が低調なのは、需要の拡大が期待できないとともに、経済の先行きが不透明で景気の腰折れを警戒する懸念があるからである。

2015年10月1日に発表された9月の全国企業短期観測調査（短観）は、大企業の汎用機械が9ポイント、電気機械が7ポイント悪化するなど、大企業製造業を中心に景気の先行きに対する企業の不安感を浮き彫りにした（〔表1〕を参照）。夏場以降は景気の変調をうかがわせる経済指標も相次い

〔表1〕 2015年9月短観の大企業の景況感

—大企業も景気の先行きに不安を感じている—

主要な項目	前回	今 回		先行き	
汎用機械（産業用モーターなど）	23	↘	14	↘	12
生産用機械（建設用ショベルなど）	37	↘	32	↘	17
業務用機械（測量器具など）	22	↘	16	↘	14
電気機械（家電製品など）	19	↘	12	↘	9
中国などからの訪日客で好調					
小売り（百貨店など）	22	↗	25	↘	19
宿泊・飲食サービス	26	↗	31	↘	15
資源安が業績に悪影響					
化学（プラスチックなど）	15	↘	14	↘	11
石油・石炭製品	0	↘	-11	↗	0
景況感	大企業・製造業の指数はプラス12と3四半期ぶりに悪化。大企業・非製造業は4四半期連続で改善して1991年11月以来の高水準。中小企業は製造業が横ばい、非製造業が小幅に悪化				
設備投資	大企業・製造業の15年度計画は前年度比18.7%増で高水準を維持。非製造業も2.4ポイント上方修正され7.2%増に				
価 格	原油安の影響を受け、大企業、中小企業ともに仕入れ価格判断で下落圧力が強まる。販売価格判断も下落方向				
雇 用	全規模・全産業ベースで人手不足感が強まる。先行きもさらに不足方向				

でいる。

8月の全国消費者物価指数は、2年4ヵ月ぶりに前年比で下落した。8月の鉱工業生産指数も、2ヵ月連続で前月を下回った。2万円台で推移していた日経平均株価は8月下旬から下落傾向に歯止めがかからず、9月末には1万7,000円台を割り込む場面もあった。

大企業・非製造業の業況判断は、約24年ぶりの高水準となったが、3ヵ月後の先行きでは6ポイントの悪化の見通しである。

法人企業統計によると、企業が保有する現金や預金の額は安倍政権が発足した2012年10～12月期に比べ2割増えたが、人件費は6%減少している。このまま企業がお金をつかわなければ、安倍政権が描く好循環シナリオは破綻せざるを得ないことになる。

日銀の大規模な金融緩和で円安が進み、輸出産業を中心に業績は大幅に回復した。しかし、輸入原材料費は膨張するとともに、身の回りの日用品や食料品は値上がりが目立つが、賃上げのスピードは依然として追いついていない。企業が、お金をため込む一方で、賃上げは実現しないため家計の負担は増えるばかりで生活防衛に追いやっている。

お金が回らずに目詰まりを起こしているのがアベノミクスの実態である。家計や中小企業にその恩恵が達しないまま、安倍政権は新3本の矢を打ち出し第2ステージに逃げ込もうとしている。

新3本の矢は具体性がなく、実行への手順も示されず、単なるスローガンではないか、との批判に対し、それらは「矢」ではなく、「^ま的」であり、「目標」であると、説明の仕方を変えているが実効性の乏しい幻想であることには変わりなく政治的な欺瞞であると断じざるを得ない。

特に、新3本の矢に盛られたGDP600兆円目標は、過去20年以上、実現したことのない3%成長が前提となっている。これでは無理に成長率を引き上げようと景気対策が乱発され、金融緩和頼みが一層強まる恐れがあ

る。財政再建などのつらい課題から目をそむけ、正常化を先送りにするばかりか、果てしない放漫財政に走り込む危険さえ予想される。

最大の危惧は、何としても景気回復を図り、経済を成長軌道に乗せなければならない安倍政権が、経済界からの圧力をも背景に、アイデアのない成長戦略のせめてもの目玉として、実効性がなく、理不尽が極まる法人税率の再引き下げをさらに進めようとしていることである。

Ⅲ 実効税負担状況分析でのミクロとマクロの両アプローチ

——「検証税務会計学」における分析方法論の新展開——

1 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担の状況のマクロ的分析による検証

これまで日本の産業界を代表する主要企業のうち、しかも業績が良いのに「実効税負担率」が著しく低い企業についての調査結果を公開してきた。個別企業の実名を挙げて「国に税金を払わない大企業リスト」として公表した（拙稿「税金を払わない大企業リストの公表—法人税制改革の方向を誤るな」『商学論纂』第56巻第3・4合併号，2014年11月10日発行，285-296頁）。これは、法人税の負担状況の実態についての検証をミクロ的アプローチにより分析したものである。

本稿においては、これとは別に、有所得申告の全法人企業をトータルに捉えて、法人企業の所得課税における国税・地方税の合計について、法定総合実効税率に対する実効税負担の開差の状況の実態を企業規模別に区分してみた階層別の平均実効税負担の状況がどうなっているかをマクロ的に分析した検証結果をみることにする。

法人企業に対する真の実効税負担の状況がどうなっているかは、法定税率だけをみても正確にはわからない。法人企業が実際に負担する税額である実効税負担率は、課税ベースである課税所得金額に税率を乗ずることに

より算出される。しかし、現在の日本の企業、特に大企業においては、課税ベースである課税所得が、実際にはタックス・イロージョン（課税の浸蝕化）やタックス・シェルター（課税の隠れ場）、タックス・ギャップ（税務執行の不徹底）により縮小化されている。さらに、政策税制などによる多くの税額控除の措置もあり、実際の納税額は大きく軽減されている。

そのうえ、グローバルにビジネスを展開する多国籍化した巨大企業が各国間の税率の格差やタックス・ヘイブン（租税回避地）などを利用したり、国際課税の仕組みにおける欠陥や抜け穴を利用して世界的スケールで課税逃れをし、税源を海外に流出させて日本における税負担を免がれている。

特に、近年の多国籍企業の行き過ぎた節税策として、特許やブランドなどの知的財産権を税率の低い国の子会社に移し、子会社がロイヤリティー（権利使用料）を得ることで、利益を付け替えて法人税率の高い親会社から子会社に所得を移すことで税負担を逃れる手法などによって納税額を軽減している。これらの手法による課税逃れは、世界的規模で年30兆円に近いという試算があるほどである。

このようにして、これまで私が多くの機会に詳しく明示してきたように、日本の法人税制で高いのは「法定総合正味税率」であり、大企業が現実に納税している実際の税額に基づき算出した「実効税負担率」は、驚くほど低いのである。

このような日本の法人税制における真実な負担状況の実態を、その深層にまで踏みこんで精細に検証するためには、ミクロとマクロのアプローチによりダイナミックな分析が必要である。

このため、税務会計学の研究においては理論税務会計の研究により構築された成果を基盤として新しい研究領域の進展である実証研究としての「検証税務会計学」（税務検証論）においては、ミクロとマクロの方法論によって雄大に展開している。

2 個別企業の実名を挙げて異常に低い税負担の実態を暴露して世間に大きなインパクトを与え議論を沸騰させたミクロ的アプローチによる検証研究の成果

法人税の実効負担状況の検証におけるミクロ的アプローチは、個々の企業が実際に納税している納税額が、現実には、どれほどの税負担になっているかについて経済的な意味での「実効税負担率」を明らかにしている。実効税負担率とは、個別の企業利潤に対する実際の納税額の負担割合であり、「税引前利益」を分母に、「法人税等納税額（法人税、住民税および事業税の合計）」を分子にとって、法人所得課税の実際の総合負担率を算出したものである。これはミクロ的アプローチにより分析した検証結果であり、「業績がよいのに実効税負担率が著しく低い大企業の実名リスト」として公表したのである。

経済界や大企業、マスコミは、こぞって「日本の法人税は高い」と、声高に大合唱しているが、高いのは表面的な法定正味税率であって個々の企業につき具体的に個別の企業が納税している実際の税負担は驚くほど低いのが実態である。

しかも、これまでの調査でわかったことは、実効税負担率の低い企業としてリストアップされているのは、世界に名だたる超大型の大企業ばかりである。日本経済の要にいるような巨大企業が支払っている税額の実効税負担率は、税法で定められている法定正味税率を、はるかに下回っており、「巨大企業の実効税負担は極小」という極めて異常な現象が明確になっている。

ミクロ的アプローチによる分析は、あくまで個別の企業について、その実名を挙げて特定の事業年度における現実の納税額について実効税負担率を分析し具体的な数値により表示して検証したものである。この分析手法は、統計的数値による概括的にして平均的な数値による抽象的な検証では

なく、現在、日本経済において大きく活躍している著名な個別企業についての個々の客観的事実について行っているものであるから極めてリアリティに富んだ検証である。

しかしこれは、税制研究においても、禁じ手である。一般に社会的名声を重んじる大企業は、どちらかといえば、あまり知られたくない納税状況を、しかも「業績がよいのに」まではよいが、「実効税負担率が著しく低い企業」であると断定されて、税引前利益に対しての法人税等の具体的な納税額を明示し、法定正味税率よりも非常に低い実効税負担率まで明示されることが愉快でないことはたしかである。

しかし、私のこの調査は、あくまで企業の公開情報である有価証券報告書等のデータに依拠し、しかも精細なる税務会計学的手法により分析したあくまで何びとも疑うことのできない真実の「事実」についての検証結果であるから、訴訟により私を名誉毀損で訴えることはできない。

さきに、刊行した『税金を払わない巨大企業』（文春新書、2014年9月20日発行）が世間に非常に大きなインパクトを与え議論が沸騰し、マスコミの取材や講演依頼が殺到しているなど、社会にそれなりの影響を与えることができたのは、この「検証税務会計学」におけるミクロのアプローチによる検証研究の威力である。

この小さな著書について、「国民全員で考えたい・あるべき税制の姿とは」と題した「日本経済新聞」は、「名だたる大企業が、いかに少ない税金しか払っていないか、なぜそんな節税が可能なのかが具体的に書かれており、非常に興味深い。」と記述している（『日本経済新聞』2014年（平成26年）10月21日、夕刊）。

これに続き、「初めて暴かれた『避税』の凄まじい実態」の見出しのもと「産経新聞」は、「企業名を挙げて徹底検証」をし、タックス・ヘイブンを使った「迂回」の手口、課税されない巨額な「受取配当金」、「外国子

会社配当益金不算入制度」の利用、「租税特別措置」という名の大企業優遇、「グローバル税金戦争」のはじまり、と詳しく説明し「消費増税の実施よりも、大企業に有利な法人税制の欠陥をただせ」と記述している（『産経新聞』2014年（平成26年）11月21日）。

このようにミクロ的アプローチによる分析手法の検証は、強烈な威力を発揮し租税の科学的研究、ひいては、社会科学の研究領域に新たなる地平を開拓したものと、いささか自負するものであるが、特定の個別企業に対する分析であるだけに限界もある。これを補完するのが本稿において展開するマクロ的アプローチによる分析である。

3 全法人企業をトータルに捉えて企業の課税逃れの実態を総括的に分析し法人税の総合税負担が非常に軽くなっている客観的事実の全体像を暴露するマクロ的アプローチによる検証

法人税制における実効負担状況についてのマクロ的アプローチは、日本全体の法人企業のうち赤字決算で欠損申告をしている法人を除いた有所得申告法人の全法人企業をトータルに一括して捉えて、法人企業の所得課税における国税・地方税の合計について税法規定上定められている表面的な法定総合正味税率に対する経済的な意味での真実の税負担である実効税負担状況の実態を総括的に分析するものである。

ミクロ的アプローチが、特定の個別企業を抽出して、個々の企業を分析の対象とするものであるのに対し、このマクロ的分析は全法人企業を全体的に捉えて分析するものであるから、あくまで総括的な平均的数値として表現されるが、日本全体における法人企業の税負担状況を余すところなく反映しているところに特徴がある。

企業規模別に区分してみた階層別の総合平均実効税負担状況が、どうなっているかの全体的分析、課税所得と法人税額の縮小状況の分析、不公正

税制の格差是正による推定増収想定額の分析等が、このマクロ的アプローチによって検証される。

IV 企業規模別総合平均実効税負担状況の分析要領と計算構造

—調査分析における諸基礎要因の概念と算定の要領—

1 法人税平均実効税負担率の概念と算定

(1) 法人税平均実効税負担率の意義と概念

企業規模別にみた階層別の実効税負担率の平均値を「法人税平均実効税負担率」と定義して表示する。実効税負担率は、税法に規定されている表面的な税率である「法定税率」とは別に捉える経済的な意味での実際上の税負担率である。階層別に区分して表示された法人税平均実効税負担率は、企業の規模別の区分の間に存する税負担の格差状況を判断する指標となる。

この調査における「法人税平均実効税負担率」は、企業規模別に区分した「企業利益相当額」に対する「法人税額相当額（国税のみ）」の割合である。

(2) 法人税平均実効税負担率の算定構造

法人税平均実効税負担率は、次の計算式により算出される。

$$\text{法人税平均実効税負担率} = \frac{\text{法人税額相当額（国税のみ）}}{\text{企業利益相当額}}$$

この「法人税平均実効税負担率」の算定における分母である「企業利益相当額」は、企業の稼得した本来の企業利潤を想定し、税務会計計算における加算項目および減算項目による税務調整を加味する前の「純粋の企業利潤相当額」を想定している。

分子である「法人税額相当額」は、法人企業が現実に納付した実際の法人税額を算出する必要があるから、算定法人税額に所要な調整を加味する

ことにより求められる。

2 法人所得総合平均実効税負担率の概念と算定

(1) 法人所得総合平均実効税負担率の意義と概念

この調査における「法人所得総合平均実効税負担率」は、前述の「法人税平均実効税負担率」が、国税である法人税のみであるのに対し、法人所得に対する地方税をも含めた法人税・法人住民税および法人事業税の全部について算定した総合平均実効税負担である。

企業としては、その稼得した企業利益に対して課税される税負担は国税と地方税の全てについての総合税負担により観察されなければならない。したがって、法人税制における実効税負担状況の検証は、国税・地方税の全てを総合した数値による分析が適当である。

(2) 法人所得総合平均実効税負担率の算定構造

法人所得総合平均実効税負担率は、次の算式により算出される。

法人所得総合平均実効税負担率＝

$$\text{法人税平均実効税負担率} \times \frac{\text{法人所得総合法定正味税率 (38.01\%)}}{\text{法人税の法定税率 (25.5\%)}}$$

3 企業利益相当額の概念と算定

(1) 企業利益相当額の意義と概念

実効税負担率の算定における分母の数値である「企業利益相当額」は、企業が業績として稼得した利潤である経営成果を想定しているが、マクロ的アプローチにより企業利益金額の全体を統計的に把握するためには、一定の仮設が必要となり、それによって算定された数値を示す概念である。

- ① 税務上において、法人税の課税標準となる所得金額（課税所得金額）は、企業が会社法の規定に従って計算した当期純利益の金額に、所定

の税務上の調整計算（決算調整および申告調整）を加味して算出する。

② 企業利益と課税所得との相違は、次のような理由によるものである。

(イ) 利益計算における財務会計上の収益・損費と、所得計算における税務上の益金・損金の概念の不一致

(ロ) 資本概念についての財務会計と法人税法の不一致

(ハ) 法人税制における租税特別措置による政策的な税制措置の加味

③ 本来、企業利益は財務会計上のデータによるものを用いるのがふさわしいが、異なる資料を用いることにより比較可能性に難点が生ずることを避けるため、本調査においては、税務統計上のデータのうち、国税庁の「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」を用いて、企業利益相当額を推定計算することになっている。

④ このため、企業利益相当額は、本来の純粋な企業利潤を想定するものであるが、税務統計上の「申告所得金額」から推定するために、税務調整計算における減算部分を「加算項目」とし、また、税務調整計算における加算部分を「減算項目」として逆算することにより算出することとしている。

⑤ したがって、「企業利益相当額」は、法人税制における実効税負担状況の分析において想定額として用いられている概念である。本来は個別企業の企業純利益を全法人について総括的に統計的に集計して把握した合計額であるが、調査におけるデータ活用上の理由により造成された概念である。このため「企業利益」と言わずにあえて、「企業利益相当額」と呼称している。

(2) 企業利益相当額の算定構造

企業利益相当額は、次の算式により計算される。

企業利益相当額＝

申告所得金額＋ $\frac{\text{税務調整計算における減算部分の逆算による加算項目}}{\text{税務調整計算における加算部分の逆算による減算項目}}$

① 申告所得金額

申告所得金額とは、法人が税務署に提出した法人税の確定申告書、連結確定申告書等に記載された所得（欠損）金額または連結所得（欠損）金額であり、国税庁の「会社標本調査」に依拠し算出している。

② 加算項目

企業利益相当額の算出のプロセスにおける「加算項目」は、次のようである。

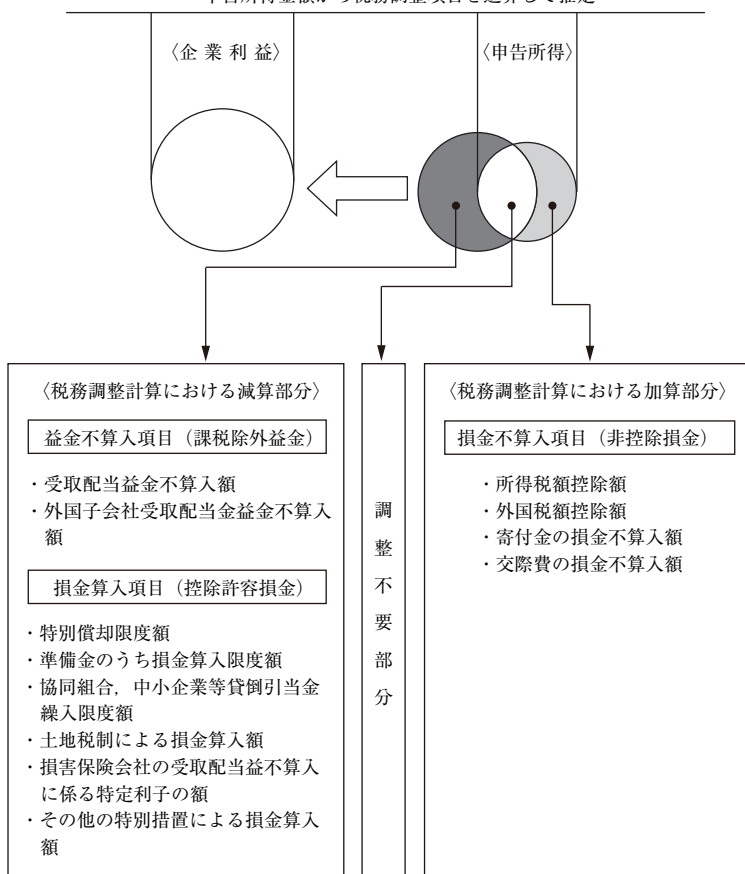
これは、企業利益ではあるが、課税除外益金あるいは控除許容損金として課税対象から除外されるため「申告所得金額」から減算されているので、ここでは逆算して元の企業利益相当額に戻すために加算している。

- 1) 受取配当益金不算入額
- 2) 外国子会社受取配当益金不算入額
- 3) 租税特別措置の特例
 - (イ) 特別償却限度額
 - (ロ) 準備金のうち損金算入限度額
 - (ハ) 協同組合・中小企業等貸倒引当金繰入限度額
 - (ニ) 土地税制による損金算入額
 - (ホ) 損害保険会社の受取配当益金不算入額
 - (ヘ) その他の特別措置による損金算入額

③ 減算項目

企業利益相当額の算出のプロセスにおける「減算項目」は、次のようである。

〔図2〕 企業利益相当額の推定計算方法のメカニズムの図示
 —申告所得金額から税務調整項目を逆算して推定—



(注) 本調査においては、「申告所得金額」から「企業利益相当額」を推定計算しているために、上記の税務調整計算における減算部分は「加算項目」として、また、税務調整計算における加算部分は「減算項目」として扱い逆算計算することにより求められる。

$$\text{企業利益相当額} = \text{申告所得金額} + \begin{array}{l} \text{税務調整計算に} \\ \text{おける減算部分} \\ \text{(加算)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{税務調整計算に} \\ \text{おける加算部分} \\ \text{(減算)} \end{array}$$

これは、企業利益ではないが、非控除損金として課税対象に加算されているため「申告所得金額」に追加されているので、ここでは逆算して元の企業利益相当額に戻すために除算している。

- (イ) 所得税額控除
 - (ロ) 外国税額控除
 - (ハ) 寄付金の損金不算入額
 - (ニ) 交際費の損金不算入額
- (3) 本調査の企業利益相当額の推定計算方法の説明の図示

この調査において算定した「企業利益相当額」の推定計算方法の仕組みを図示すると、〔図2〕のようである。

4 法人税額相当額の概念と算定

(1) 法人税額相当額の意義と概念

実効税負担率の算定における分子の数値である「法人税額相当額」は、法人企業が現実に納付した実際の法人税額を想定しているので、「算出税額」に「留保利益」を加算し、「控除税額」を減算する所要の調整計算を加味して算定された数値を示す概念である。

法人税額相当額は、外国税額を含むか除くかにより、2つの概念に区分される。

(2) 法人税額相当額の算出構造

法人税額相当額は、次の算式により算出される。

$$\text{法人税額相当額} = \text{算出税額} + \text{留保税額} - \text{控除税額}$$

① 算出税額

算出税額とは、法人が税務署に提出した法人税の確定申告書、連結納税申告書等に記載された申告税額であり、国税庁の「会社標本調査」に

依拠している。

② 控除税額

法人税額相当額の算出における「控除税額」は、次のようである。

- 1) 所得税額
- 2) 外国税額
- 3) 租税特別措置の特例
 - (イ) 租税特別措置による税額控除額
 - (ロ) 軽減税率適用による減税額

V 企業規模別の総合平均実効税負担状況の格差分析の総括

—驚くべき低い実効税負担水準にある全体像を図示—

1 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率のマクロ的分析

日本の法人税は高すぎると称し、経済界は政府に圧力をかけて法人税率の引き下げを画策している。たしかに現行の法人税制における法定総合正味税率をみる限り、先進国に比べてもやや高率であり、特に、アジアの諸国に比べて、かなり高率になっている。

ところが、現在の日本の法人税の実態は、企業が実際に納税している法人税額相当額の企業利益相当額に対する割合である「実効税負担率」を有所得申告の全法人企業についてトータルにみた「法人所得総合平均実効税率」の平均値は22.72%（外国税額を含む2013年度分）であり、法定総合正味税率の実に半分近くの0.59ポイント相当のように著しく低いのである。高いのは、表面的な「法定税率」であり、真実の経済的な意味での「実効税負担率」でみるときは驚くほど軽いのである。

しかも、全体を平均的に分析すると企業の規模により著しく格差が存在し、日本の法人税の負担構造の現状は、「巨大企業が極小の税負担」で、一方では「中堅中小企業が極大の税負担」となっており、企業の規模別の

視点からみれば、企業の階層で大きい方に軽く、小さい方に重いという「逆累進構造」となっている。

2 全法人企業をトータルにみた総合平均実効税負担状況は法定総合正味税率の65%から55%相当の低水準

企業が一定の利益を稼得するために必要な資本の比率は企業規模とは関係ないため、法人税は一律25.5%（2013年度）で、地方税を含めた法人3税の合計での法定総合正味税率は38.01%の比例税である。いずれにしても実際の税負担は、この法定標準税率と一般的には一致しなければならないはずである。

ところが、この調査で明らかになったのは、「法人所得総合平均実効税負担率」は、有所得申告の全法人企業を対象として全体をならして一本化しての合計についてみるときは、次のように21.17%から24.74%というように著しく低いことである。これは法定正味税率（38.01%）の55.68ポイントから65.08ポイント相当の低水準である。

区分 年度	外国税額を含むかどうか	法人所得総合平均 実効税負担率	法人正味税率38.01% に対する割合
2012年度	外国税額を含む	24.74%	65.08ポイント
	外国税額を除く	23.06%	60.66ポイント
2013年度	外国税額を含む	22.72%	59.77ポイント
	外国税額を除く	21.17%	55.69ポイント

現在、経済界は政府に対し、可及的速やかに法人3税の総合税負担を20%台（おそらく29%以下）にすることを強く求めているが、法人税率の引き下げを実施する前のこの調査時点において、実効税負担率は、有所得申告の全法人企業の全体をトータルにみた全国平均であっても、既に25%を大

大きく割っており、財界が要求しているレベルよりも大きく下回っているのである。

3 企業規模別にみた総合平均実効税負担状況は階層間に著しい格差があり最低が9.07%で最高は38.03%という大きい開差

日本の法人税制における実効税負担状況の著しい特徴は、巨大企業、大企業、中堅企業、中小企業、小規模企業というような企業規模の階層間に著しい格差が存在していることである。

資本金階級別に区分して、企業の階層別にみた法人所得に対する国税・地方税の合計税額の総合平均実効税負担率をグラフがこのことを明示している（〔図3〕参照）。

注目すべきは、資本金100億円超の巨大企業と超大企業が該当することが多いと思われる連結法人の総合平均実効税負担率が著しく低いことである。資本金100億円超の巨大企業は、外国税額を含めても僅かに「20.28%（2013年度分）」であり、法定正味税率38.01%の半分を少し越える53.35ポイント相当に過ぎない超低レベルである。このためグラフの富士山型の姿で巨大企業は右側の崖の下の深い谷底に沈んでいる。

これに対し、総合平均実効税負担率が最も高いのは、資本金1億円超で5億円以下の中堅中小企業の階層である。グラフにおいては、突出した富士山の山頂に位置し、外国税額を含めて35.75%（2013年度分）である。

法人税の法定基本税率が25.5%（この調査時である2012～2013年度の適用税率）であるのに対し、資本金1億円以下の法人には中小企業に対する軽減税率（年所得800万円以下の部分15%）があるので、低くなければならないのであるが、実際は資本金1億円以下で29.90%、資本金5,000万円以下で30.60%、資本金1,000万円以下で25.60%（いずれも2013年度の外国税額を含む）である。

問題なのは、資本金100億円超の巨大企業の総合平均実効税負担率（20.28%、2013年度分、外国税額を含む）が企業規模別に区分した全ての階層の中で最も低く、最高レベルの資本金1億円超5億円以下の階層（35.75%）の実に半分近くの56.72ポイント相当のように低くなっていることである。しかも巨大企業の総合平均実効税負担率は、資本金1,000万円以下の小規模企業（25.60%）よりもはるかに低く、その79.21ポイント相当にとどまっている。

日本の法人税の実効税負担の構造は、中堅中小企業が最も高く、それより順次に企業の規模が大きくなるに従い低くなり、中堅企業は中小企業よりも、大企業は中堅企業よりも、そして、資本金100億円超の巨大企業は大企業よりも税負担が軽くなっていることである。特に、巨大企業の実効税負担が最も軽く、しかも極端に低水準である「極小の税負担」となっている。企業規模の大きさからみれば、実効税負担水準の構造は、まさに「逆傾斜」である。

高いと声高に喧伝されている日本の法人税を、ほぼ法定税率どおりに払っているのはグローバル展開をしている巨大企業ではなく、黒字を出している中堅中小企業なのである。中規模企業の負担が高いことも是正を必要とする課題である。

税金を払っていない巨大企業の実像は私の著書『税金を払わない巨大企業』（文藝春秋）で天下に明らかにしているが、大儲けをしている巨大企業がグローバル化し、無国籍化して税制の欠陥や抜け穴を巧みに利用し、行き過ぎた節税をし、時には地球的スケールでの不当な課税逃れをしている。そのうえ、租税特別措置などによる優遇税制の恩恵が巨大企業にシフトしているのである。

巨大企業が、その儲けにふさわしい「まともな税金」を払うよう、法人税制の仕組みや欠陥を速やかに是正し、崩壊している法人税制を再建する

ことが急務である。

4 総合平均実効税負担率の算定要因となる企業利益相当額・実効税負担額の算定根拠の開示

法人税制における真実に経済的な意味での実際上の税負担の状況を測定する指標となる数値が「実効税負担率」である。

この実効税負担率は、個別企業の稼得した企業利益相当額の合計に対する実際の納付税額の合計の割合に相当する。これを企業規模別にみたものが「企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率」であり、その算定根拠である外国税額を含む総合平均実効税負担額と企業利益相当額の年度別比較とともに示している（〔図4〕参照）。

実効税負担率の算定における分母である「企業利益相当額」は、申告所得金額に税務調整逆算金額を加味することにより算定される。

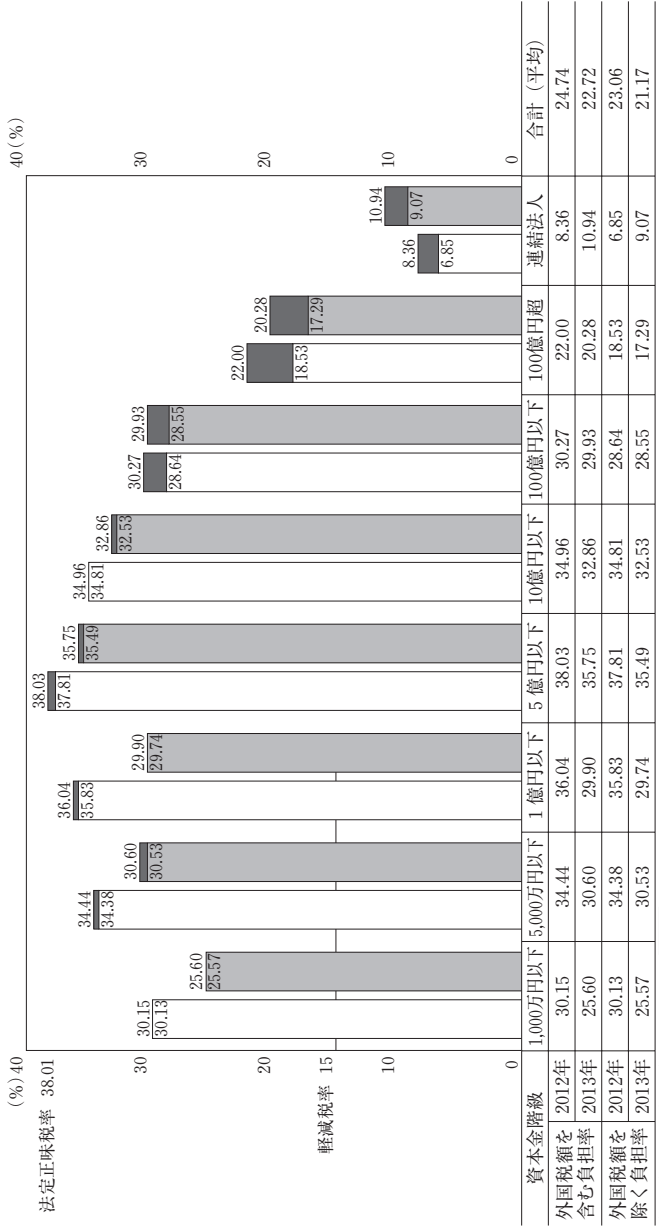
実効税負担率の算定における分子である「法人税額相当額」も算出税額に留保税額を加算し、税額控除額を差し引くなど所要の調整計算により算定される。

5 総合平均実効税負担状況の実態と基礎数値の開示

企業規模別の総合平均実効税負担状況の格差分析の総括の第1グループは、次のようである。

- (1) 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率のグラフ
 - (2) 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率の算定根拠の年度比較のグラフ
 - (3) 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率の基礎数値
- これは〔図3〕と〔図4〕および〔表2〕に示している。

〔図3〕 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率のグラフ
 —法人税・法人住民税および法人事業税の総合平均実効税負担率の年度比較を図解している—
 (2013年3月期～2014年3月期の法定正味税率38.01%の時期)



(備考) (1) 〔上段〕 外国税額：■ (2) 〔下段〕 外国税額を除く法人所得総合平均実効税負担率：□ (2012年度), ■ (2013年度)

(注) 1. 本図は、法人税・法人住民税および法人事業税を含む法人所得総合平均実効税率（以下「総合平均実効税率」という）を、企業規模別に区分し、外国税額を含めた場合と外国税額を除いた場合の双方のケースにつき、2012年度と2013年度の年度比較を図示している。

2. 企業規模別区分は、便宜上、資本金の大きさにより判定をすることとし、資本金階級別区分によっている。

3. 総合平均実効税率のグラフの図表の様グラフの先端の上段・下段の%は、次のようである。

(1) 上段は、外国税額を含む総合平均実効税率である。

企業規模別にみて総合平均実効税率の著しく低い階層は、2012年度では、①連結法人が8.36%、②資本金100億円超も22.00%である。2013年度では、①連結法人が10.94%、②資本金100億円超も20.28%となっており、巨大企業の総合平均実効税率が、全体の規模の階層よりも著しく低く、特に、資本金1,000万円以下の小規模企業の2012年度の総合平均実効税率が30.15%、2013年度の25.60%をはるかに下回っていることがわかる。

一方、高負担の階層は、2012年度では、①資本金5億円以下が38.03%、②1億円以下も36.04%であり、2013年度では、①資本金5億円以下が35.75%、②10億円以下も32.86%である。

(2) 下段は、外国税額を除く総合平均実効税率である。

上記(1)と同様に、連結法人および資本金100億円超の総合平均実効税率が、全ての規模の階層よりも著しく下回っていることを明らかにしている。

4. 外国税額を含む総合平均実効税率の2012年度と2013年度との増減差(%)の主なものは、次のようである。

(1) 総合平均実効税率が減少した階層 ①資本金1億円以下36.04%から29.90%へマイナス6.14%、②1,000万円以下30.15%から25.60%へマイナス4.55%、③5,000万円以下34.44%から30.60%へマイナス3.84%、それぞれ下がっている。

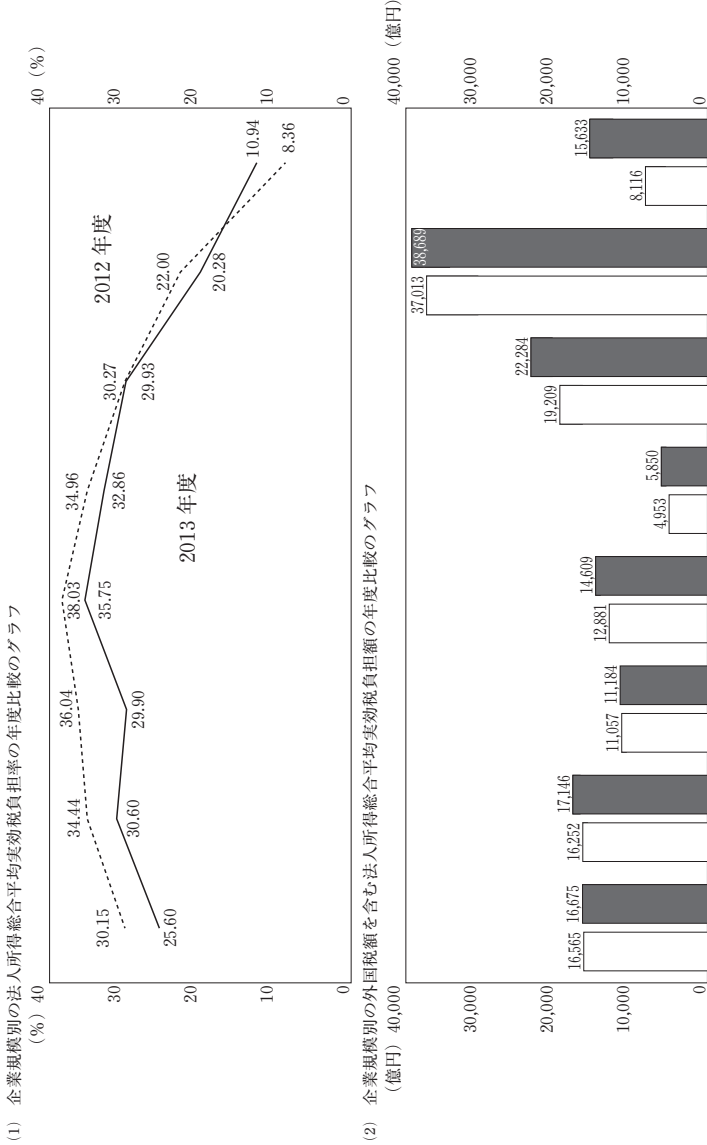
(2) 総合平均実効税率が増加した階層 連結法人が、8.36%から10.94%へ2.58%増加している。

5. 総合平均実効税率の算定数値は、〔表2〕および詳細版を〔表13～16〕に表示している。

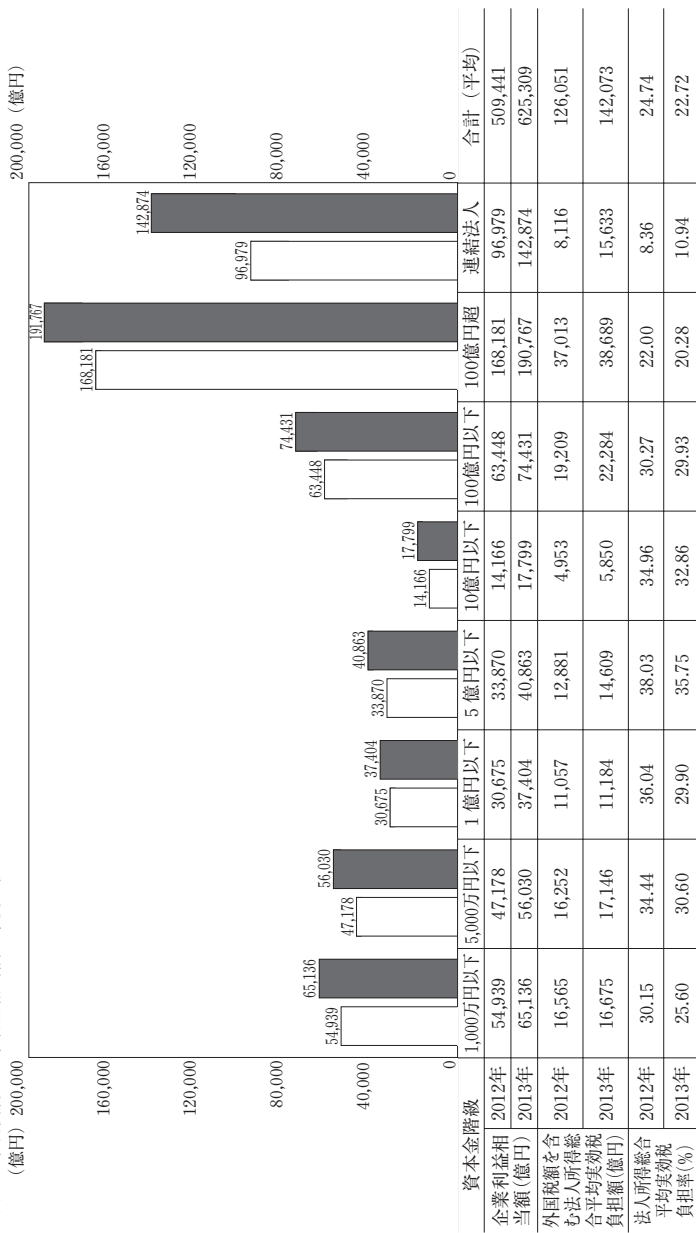
(出所) 国税庁企画室編「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」(2012年度分・2013年度分)および2014年2月、2015年2月内閣が国会に提出した「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2012年度分・2013年度分)に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作図している。

〔図4〕 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率の算定根拠の年度比較のグラフ

— 企業利益相当額・法人所得総合平均実効税負担額・法人所得総合平均実効税負担率の年度比較を分析している—
 (2013年3月期～2014年3月期の法定正味税率38.01%の時期)



(3) 企業規模別の企業利益相当額の年度比較のグラフ
(億円) 200,000



(備考) (1) 法人所得総合平均実効税負担率: (2012年度), —— (2013年度)

(2) 外国税額を含む法人所得総合平均実効税負担率: □ (2012年度), ■ (2013年度)

(3) 企業利益相当額: □ (2012年度), ■ (2013年度)

(注) 1. 本図は、法人税・法人住民税および法人事業税を含む法人所得総合平均実効税負担率（以下「総合平均実効税負担率」という）の算定根拠となる計算要素の基礎数値を、企業規模別に区分し、外国税額を含めた場合のケースにつき、2012年度と2013年度の年度比較を図示している。

2. 次の3つのグラフにより図示している。

- (1) 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率の年度比較のグラフ
 - (2) 企業規模別の外国税額を含む法人所得総合平均実効税負担率の年度比較のグラフ
 - (3) 企業規模別の企業利益相当額の年度比較のグラフ
3. 「企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率の年度比較のグラフ」

「総合平均実効税負担率」は、次の算式により算定される。

$$\text{法人所得総合平均実効税負担率} = \frac{\text{法人所得総合平均実効税負担額}}{\text{企業利益相当額}}$$

4. 「企業規模別の外国税額を含む法人所得総合平均実効税負担率の年度比較のグラフ」

「法人所得総合平均実効税負担額」は、総合平均実効税負担率の上記3の算式における分子を構成している。

5. 「企業規模別の企業利益相当額の年度比較のグラフ」

「企業利益相当額」は、総合平均実効税負担率の上記3の算式における分母を構成している。

6. これらのグラフからみると、資本金100億円超の企業と連結法人は、企業利益相当額が圧倒的に多いにも拘わらず、総合平均実効税負担率が著しく低いことが明確に描き出されている。

7. 本図の算定数値は、〔表2〕および詳細版を〔表16〕に表示している。

(出所) 本図は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」(2011, 2012, 2013年度分) および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2013年度分）に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

〔表2〕 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率の基礎数値
 —法人所得に対する国税・地方税合計の実効税負担状況を年度比較により分析している—

資本金階級別	年度別	企業利益相当額の計算			法人税相当額		法人税平均実効税負担率		法人所得総合平均実効税負担率			
		申告所得金額 A1 (億円)	税務調整 逆算金額 A2 (億円)	企業利益 相当額 A3 (A1 + A2) (億円)	外国税額 を 除く B2 (億円)	外国税額 を 含む B3 (億円)	外国税額 を 除く C1 (B1 / A3) (%)	外国税額 を 含む C2 (B2 / A3) (%)	外国税額 を 除く D1 (B2 × 38.01 / 25.5) (億円)	外国税額 を 含む D2 (B3 × 38.01 / 25.5) (億円)	外国税額 を 除く E1 (D1 / A3) (%)	外国税額 を 含む E2 (D2 / A3) (%)
1,000万円 以下	2012	50,639	4,300	54,939	11,105	11,113	20.21	20.22	16,554	16,565	30.13	30.15
	2013	58,758	6,378	65,136	11,174	11,187	17.15	17.17	16,656	16,675	25.57	25.60
5,000万円 以下	2012	44,009	3,169	47,178	10,883	10,903	23.06	23.11	16,222	16,252	34.38	34.44
	2013	51,748	4,282	56,030	11,477	11,502	20.48	20.52	17,108	17,146	30.53	30.60
1 億円 以下	2012	28,834	1,841	30,675	7,375	7,418	24.04	24.18	10,993	11,057	35.83	36.04
	2013	33,431	3,973	37,404	7,464	7,503	19.95	20.05	11,126	11,184	29.74	29.90
5 億円 以下	2012	32,096	1,774	33,870	8,591	8,641	25.36	25.51	12,806	12,881	37.81	38.03
	2013	39,248	1,615	40,863	9,730	9,800	23.81	23.98	14,504	14,609	35.49	35.75
10億円 以下	2012	12,927	1,239	14,166	3,308	3,323	23.35	23.45	4,932	4,953	34.81	34.96
	2013	15,753	2,046	17,799	3,885	3,925	21.82	22.05	5,791	5,850	32.53	32.86
100億円 以下	2012	56,947	6,501	63,448	12,192	12,887	19.21	20.31	18,174	19,209	28.64	30.27
	2013	64,528	9,903	74,431	14,260	14,950	19.15	20.08	21,257	22,284	28.55	29.93
100億円超	2012	129,975	38,206	168,181	20,914	24,831	12.43	14.76	31,174	37,013	18.53	22.00
	2013	149,011	41,756	190,767	22,130	25,955	11.60	13.60	32,987	38,689	17.29	20.28

連結法人	2012	52,205	44,774	96,979	4,459	5,445	4.59	5.61	6,647	8,116	6.85	8.36
	2013	85,445	57,429	142,874	8,696	10,487	6.08	7.34	12,963	15,633	9.07	10.94
合計 (平均)	2012	407,635	101,806	509,441	78,831	84,564	15.47	16.59	117,505	126,051	23.06	24.74
	2013	497,925	127,384	625,309	88,821	95,313	14.20	15.24	132,395	142,073	21.17	22.72

(注) 1. 本表は、[図3]および[図4]の作図の基礎となる数値を示すもので、総合平均実効税負担率の算定根拠となる計算要素の基礎数値について、企業規模別に区分し、外国税額を除いた場合の双方のケースにつき、2012年度と2013年度を対比して表示している。このため、「企業利益相当額の計算」、「法人税額相当額」、「法人税平均実効税負担率」、「法人所得総合平均実効税負担率」、「法人所得総合平均実効税負担率」を表示している。

2. 「企業利益相当額の計算」

「企業利益相当額」(A3)は、企業の経営成果である企業の純利益相当額を想定するものであるから、「申告所得金額」(A1)から企業利益相当額を推計するために「税務調整逆算金額」(A2)を加算・減算して算出している。この企業利益相当額の計算の一連の過程を[表5]に提示している。

(1) 「申告所得金額」(A1)は、「会社標本調査」(2012年度分・2013年度分)に基づいている。

(2) 「税務調整逆算金額」(A2)は、申告所得金額から企業利益相当額を想定するために、税務会計上の調整計算における減算部分を「加算項目」として、また、調整計算における加算部分を「減算項目」として逆算することにより算出する金額である。

(3) 「企業利益相当額」(A3)は、「申告所得金額」(A1)に「税務調整逆算金額」(A2)を加算した数値である。

3. 「法人税額相当額」

(1) 「法人税額相当額」は、法人企業が実際に納付する法人税額を算出するべきものであるから、必要な調整計算を行うこととしており、「算出税額」に「留保税額」を加算し、「控除税額」を減算して算出しており、詳細数値は、[表6]に提示している。

(2) 「法人税額相当額」は、外国税額を除いた場合(B2)と外国税額を含めた場合(B3)の双方のケースについて、区分して表示している。

4. 「法人税平均実効税負担率」

(1) 「法人税平均実効税負担率」(C1, C2)は、次の算式により算出している。

$$\begin{aligned} \text{外国税額を除く法人税平均} &= \frac{\text{外国税額を除く法人税額相当額 (B2)}}{\text{実効税負担率 (C1)}} \\ \text{外国税額を含む法人税平均} &= \frac{\text{外国税額を含む法人税額相当額 (B3)}}{\text{実効税負担率 (C2)}} \end{aligned}$$

(2) 「企業規模別の法人税平均実効負担率の算定」〔表7〕に詳細数値を提示している。

5. 「法人所得総合平均実効負担率」

(1) 「法人所得総合平均実効負担率」(D1, D2) は、次の算式により算出している。

$$\frac{\text{外国税額を除く法人所得総合平均実効負担額 (D1)}}{\text{外国税額を除く法人所得総合平均実効負担率 (D2)}} = \frac{\text{外国税額を除く法人税額相当額 (B2)}}{\text{法人所得総合法定税率 (38.01\%)}} \times \frac{\text{法人税の法定税率 (25.5\%)}}{\text{法人所得総合法定税率 (38.01\%)}}$$

$$\frac{\text{外国税額を含む法人所得総合平均実効負担額 (D2)}}{\text{外国税額を含む法人所得総合平均実効負担率 (D1)}} = \frac{\text{外国税額を含む法人税額相当額 (B3)}}{\text{法人所得総合法定税率 (38.01\%)}} \times \frac{\text{法人税の法定税率 (25.5\%)}}{\text{法人所得総合法定税率 (38.01\%)}}$$

(2) 「企業規模別の法人所得総合平均実効負担率の算定」〔表8〕に詳細数値を表示している。

6. 「法人所得総合平均実効負担率」

(1) 「法人所得総合平均実効負担率」(E1, E2) は、次の算式により算出している。

$$\frac{\text{外国税額を除く法人所得総合平均実効負担率 (E1)}}{\text{外国税額を除く法人所得総合平均実効負担率 (E2)}} = \frac{\text{外国税額を除く法人所得総合平均実効負担額 (D1)}}{\text{企業利益相当額 (A3)}}$$

$$\frac{\text{外国税額を含む法人所得総合平均実効負担率 (E2)}}{\text{外国税額を含む法人所得総合平均実効負担率 (E1)}} = \frac{\text{外国税額を含む法人所得総合平均実効負担額 (D2)}}{\text{企業利益相当額 (A3)}}$$

(2) 「企業規模別の法人所得総合平均実効負担率の算定」〔表8〕に詳細数値を表示している。

7. 端数処理

(1) 企業利益相当額、法人税額相当額、法人所得総合税負担相当額の値円未満の端数は、切り捨てて表示している。

(2) 法人所得総合平均実効負担率の小数第2位未満の端数は、切り捨てて表示している。

(出所) 国税庁企画室編「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」(2012年度分・2013年度分)および2014年2月、2015年2月内閣が国会に提出した「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2012年度分・2013年度分)に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作図している。

VI 企業規模別の課税所得等の縮小化状況の格差分析の総括

——課税所得金額の巨大な削減欠落状況の実像を図示——

1 企業利益相当額62兆5,309億円の20.37%相当の12兆7,384億円が削減され欠落している課税所得金額の縮小化現象

課税所得は企業利益から誘導して計算されるのであるが、現状においては法人税制に存在する多くの欠陥により招来されるタックス・イロージョン、タックス・シェルター、タックス・キャップ、さらに租税特別措置による優遇税制などにより著しく縮小化されている。

この調査により判明したことは、2013年度の企業利益相当額は62兆5,309億円であるが、実に、その20.37%相当の12兆7,384億円が欠落して課税所得金額は縮小化され、49兆7,925億円となっている。前年の2012年度においても企業利益相当額は50兆9,441億円であったが、その19.98%相当の10兆1,806億円が欠落して課税所得金額は縮小化され、40兆7,635億円となっている。

ここで、注目すべきは、この課税所得の縮小状況を企業規模別にみたときに、縮小率が40.19%（2013年度）と抜群に高く、縮小額も最大の5兆7,429億円にも達しているのが連結法人である。次いで、目立っているのが、縮小率は21.88%であるが、縮小額が4兆1,756億円に達している資本金100億円超の巨大企業である。企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小化現象は、巨大企業と巨大企業が主力として構成されていると思われる連結法人について極めて顕著であることが明らかになっている。

2 課税所得金額の縮小率が圧倒的に高いのは40.19%にも達している

連結法人と21.88%の巨大企業であり、中堅中小企業は低率で推移
企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小化現象をま

ず、「縮小率」でみるときは、〔図5〕の上段のグラフが示すように、資本金1億円超5億円以下の中堅中小企業の3.95%を谷底に、右側になだらかに上昇し、資本金5億円超10億円以下の中堅企業の11.49%、次いで資本金10億円超100億円以下の大企業の13.30%、次いで急上昇して資本金100億円超の巨大企業の21.88%、最後にトップは連結法人の40.19%が頂上に位置している。

資本金5,000万円超1億円以下の中堅中小企業は10.62%、資本金1,000万円超5,000万円以下の中小企業が7.64%、資本金1,000万円以下の小規模小企業は9.79%であり、これらの規模の企業の階層間においては、あまりに開差がなく比較的に低率に推移している。

3 課税所得金額の縮小額は圧倒的に大きいのが5兆7,429億円の連結法人と4兆1,756億円の巨大企業

次いで、企業規模別の企業利益に対する課税所得金額の縮小化状況を、「縮小額」でみると、〔図5〕の下段のグラフの中央から左側に見るように資本金1億円超5億円以下の中堅中小企業の縮小額が、1,615億円と最低であるが、資本金5億円超10億円以下の中堅企業の2,046億円、逆に左側の企業規模が小さい方に移り、資本金5,000万円超1億円以下の中堅中小企業が3,973億円、資本金1,000万円超5,000万円以下の中小企業が4,282億円、最後に、資本金1,000円以下の小規模企業が6,378億円へと、なだらかではあるが左肩上りになっている。

これに反し、〔図5〕の下段のグラフの右側は、資本金10億円超100億円以下の大企業の縮小額の9,903億円を登り口にし、一挙に突出して絶壁型に聳え立っているのが資本金100億円超の巨大企業であり、縮小額が4兆1,756億円の巨額に達している。注目すべきは連結法人が最大の縮小額5兆7,429億円と大きく、異常なことを示している。

課税所得金額の縮小化現象は、日本の法人税制に存在している最大の欠陥である。税制改革の論議において、いつもその対象となっているのは表面的な法定税率の高低についての議論である。法人税制のような所得課税については、税率の適用対象となる課税ベースである課税所得の捉え方こそが最大に重要な問題である。

公正な法人税制を構築するためには、現実に存在する課税所得の真の実像をミクロとマクロの両面からする徹底的で多角的な分析と検証を行い、その縮小化状況、さらに、その変貌現象を科学的に解明することが不可欠な前提である。

この意味において、この調査における課税所得金額の縮小化状況に関する検証は、これからの税制改革のあり方に大きな基本的な方向性を明示している。

4 算出税額12兆3,740億円の22.97%相当の2兆8,427億円が欠落している法人税額の縮小化状況

実効税負担率の算定における分母である企業利益相当額の縮小化状況については前述のようであるが、分子である法人税額相当額についても縮小化現象がある。

2013年度の算出税額は12兆3,740億円であるが、その22.97%相当の2兆8,427億円が縮小化して、法人税額相当額は9兆5,313億円となっている。前年の2012年度においても算定税額10兆7,275億円であったが、その21.17%相当の2兆2,711億円が縮小化して、法人税額相当額は8兆4,564億円となっている。

法人税額の縮小化現象が連結法人をトップに巨大企業に集中している実態は、企業利益相当額の縮小化状況と同様な傾向がある。特徴的なことは、〔図6〕の下段のグラフが示すように、資本金1億円超5億円以下の

中堅企業を谷底にして右側に急勾配の絶壁型に上昇していることである。

法人税額の縮小率は、資本金1億円超5億円以下の中堅中小企業（2.07%）を最低とし、資本金5億円超10億円以下の中堅企業（2.29%）、次いで、資本金10億円超100億円以下の大企業（9.07%）へと上昇し、さらに、資本金100億円超の巨大企業（31.69%）が企業規模別では頂点に達している。巨大企業は連結法人とともに圧倒的に大きな法人税額の縮小化額（巨大企業が1兆2,042億円、連結法人が1兆1,298億円）を示している。

5 課税所得金額の縮小化現象の実態と基礎数値の開示

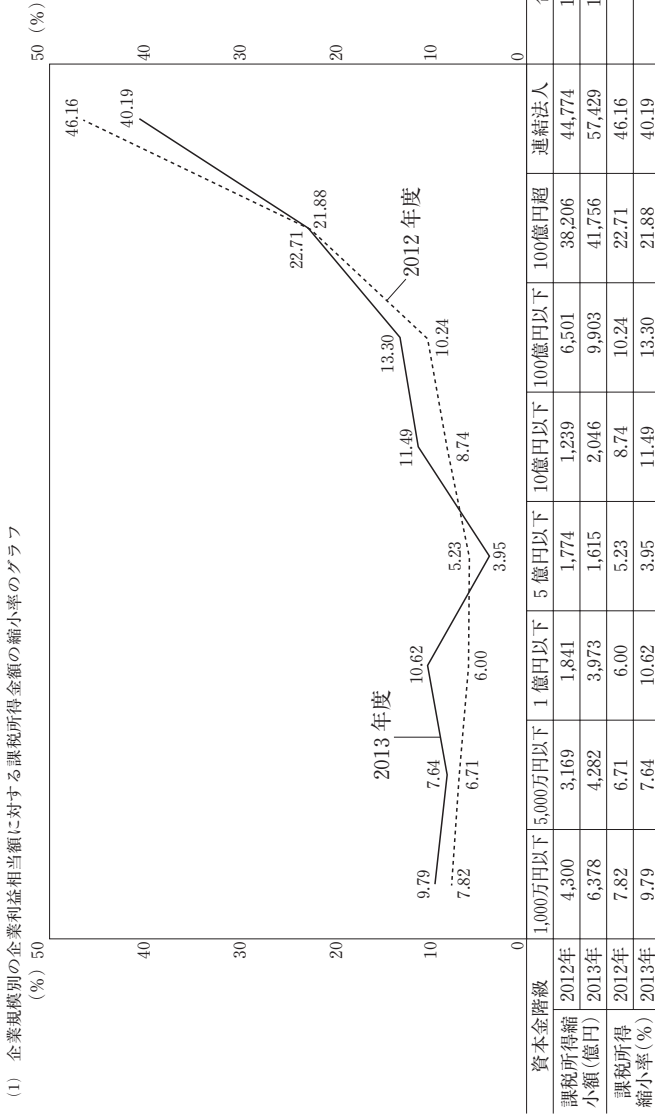
企業規模別の総合平均実効税負担状況の格差分析の総括の第2グループは、次のようである。

- (1) 企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小化状況の
グラフ
- (2) 企業規模別の算出税額に対する法人税額相当額の縮小化状況のグラ
フ
- (3) 企業規模別の法人税課税所得金額・法人税額相当額の縮小化状況の
基礎数値

これらを〔図5〕と〔図6〕および〔表3〕に示している。

〔図5〕 企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小化状況のグラフ

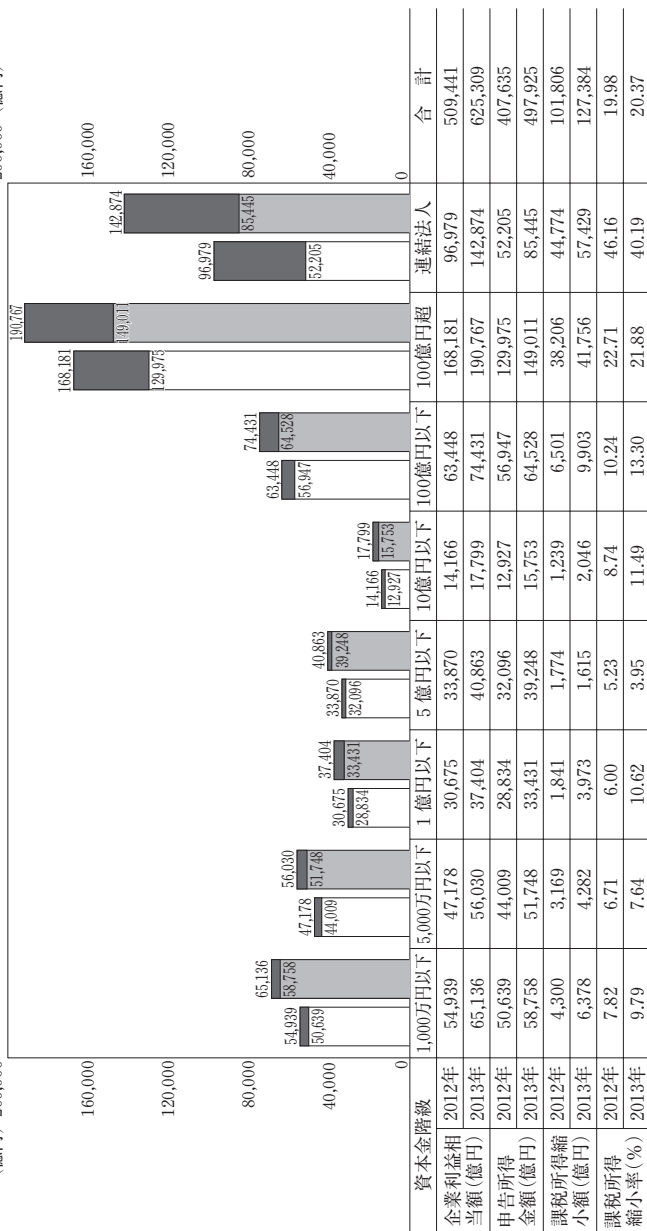
— 連結法人と巨大企業が課税所得を大幅に縮小している —
 (2013年3月期～2014年3月期の法定正味税率38.01%の時期)



(1) 企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小率のグラフ

(2) 企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小額のグラフ

(億円) 200,000



(備考) (1) 企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得縮小率のグラフ : (2012年度), —— (2013年度)

(2) 企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得縮小額のグラフ

① [上段] 課税所得縮小額 (企業利益相当額 - 申告所得金額) : ■

② [下段] 申告所得金額 : □ (2012年度), ■ (2013年度)

(注) 1、本図は、企業利益相当額と申告所得金額との差異である課税所得金額の縮小額を企業規模別に区分し、2012年度と2013年度の年度対比をして、課税所得縮小額および縮小率の状況を図解している。

2、次の2つのグラフにより図示している。

- (1) 企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小率のグラフ
- (2) 企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小額のグラフ

3、「企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小率のグラフ」
 「企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小率」は、次の算式により算出している。
 企業利益相当額 - 申告所得金額 = 企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小額

$$\frac{\text{企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小額}}{\text{企業利益相当額}} = \frac{\text{企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小額}}{\text{企業利益相当額}}$$

4、「企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小額のグラフ」

- (1) 棒グラフ上段の数値は、企業利益相当額である。
- (2) 棒グラフ下段の数値は、申告所得金額である。
- (3) (1)企業利益相当額から(2)申告所得金額を控除した差額（濃いアミカケ）は、「課税所得縮小額」である。

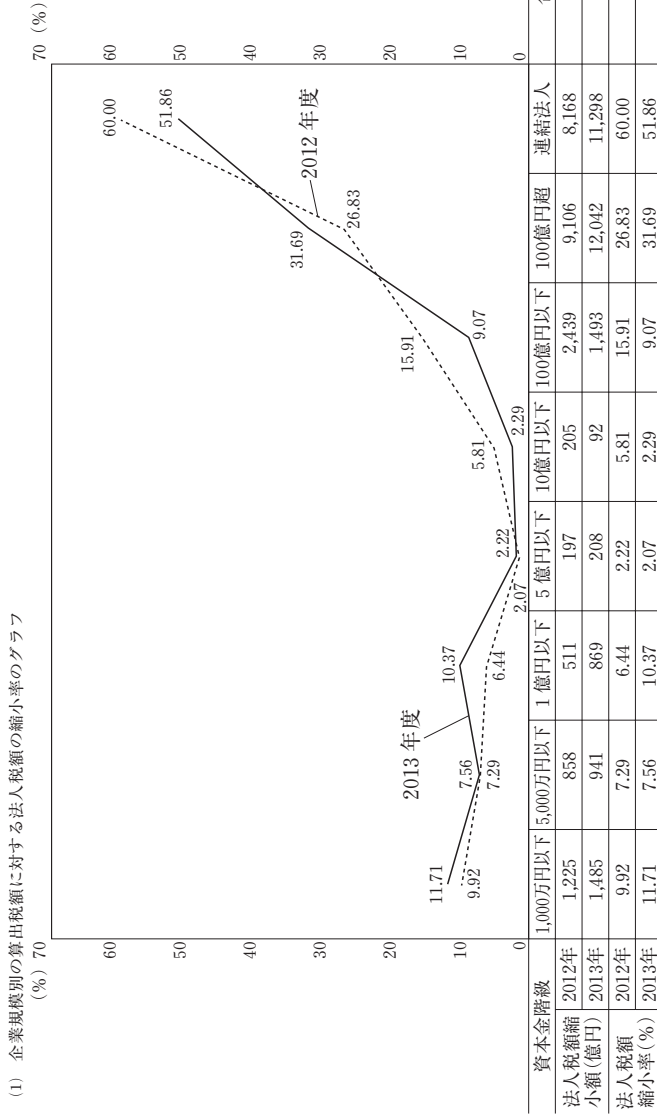
5、課税所得金額の縮小率の高い階層と低い階層を分析すれば、次のようである。

- (1) 課税所得金額の縮小率の高い階層
 - ・2012年度 ①連結法人 4 兆 4,774億円 (46.16%)、②資本金100億円超 3 兆8,206億円 (22.71%)
 - ・2013年度 ①連結法人 5 兆 7,429億円 (40.19%)、②資本金100億円超 4 兆1,756億円 (21.88%)
- (2) 課税所得金額の縮小率の低い階層
 - ・2012年度 ①資本金 5 億円以下 1,774億円 (5.23%)、②資本金 1 億円以下 1,841億円 (6.00%)
 - ・2013年度 ①資本金 5 億円以下 1,615億円 (3.95%)、②資本金 1 億円以下 3,973億円 (10.62%)

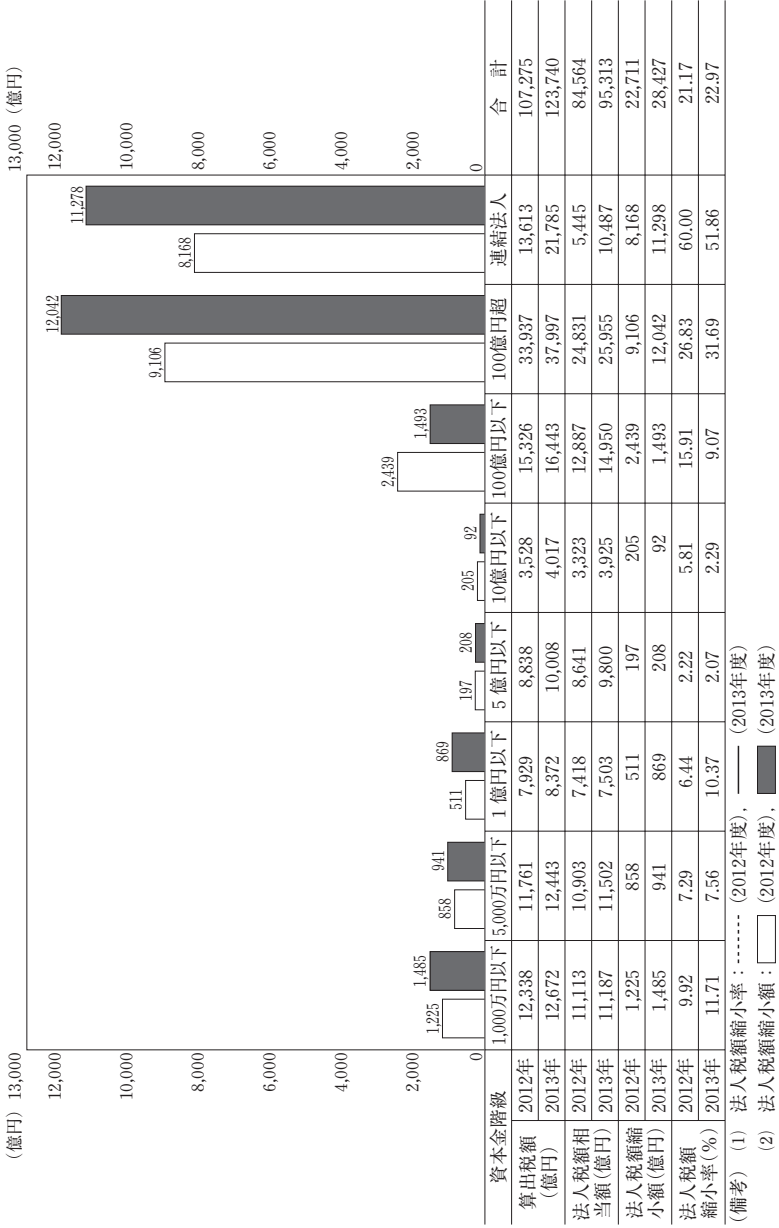
6、本図の算定数値は、〔表3〕および詳細版を〔表17〕に表示している。

(出所) 本図は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」(2012、2013年度分) および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2012、2013年度分)に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

〔図6〕 企業規模別の算出税額に対する法人税額の縮小化状況のグラフ
 —連結法人と巨大企業が法人税額を大幅に縮小している—
 (2013年3月期～2014年3月期の法定正味税率38.01%の時期)



(2) 企業規模別の算出税額に対する法人税額の縮小額のグラフ
(億円) 13,000



(備考) (1) 法人税額縮小率：----- (2012年度), —— (2013年度)
(2) 法人税額縮小額：□ (2012年度), ■ (2013年度)

(注) 1. 本図は、算出税額と法人税額相当額との差異である法人税額の縮小額を企業規模別に区分し、2012年度と2013年度の年度対比をし、法人税額縮小額と法人税額縮小率の状況を図解している。

2. 次の2つのグラフにより図示している。

- (1) 企業規模別の算出税額に対する法人税額の縮小率のグラフ
- (2) 企業規模別の算出税額に対する法人税額の縮小額のグラフ

3. 「企業規模別の算出税額に対する法人税額の縮小率のグラフ」
「算出税額に対する法人税額縮小率」は、次の算式により算出している。
算出税額 - 法人税額相当額 = 算出税額に対する法人税額縮小額

$$\frac{\text{算出税額に対する法人税額縮小額}}{\text{算出税額}} = \text{算出税額に対する法人税額縮小率}$$

4. 「企業規模別の算出税額に対する法人税額の縮小額のグラフ」

「算出税額に対する法人税額の縮小額」は、算出税額から法人税額相当額を控除した差額であり、企業規模別に棒グラフに図示している。

5. 法人税額縮小率の高い階層と低い階層を分析すれば、次のようである。

- (1) 法人税額縮小率の高い階層
 - ・2012年度 ①連結法人8,168億円 (60.00%), ②資本金100億円超9,106億円 (26.83%)
 - ・2013年度 ①連結法人1兆1,298億円 (51.86%), ②資本金100億円超1兆2,042億円 (31.69%)
- (2) 法人税額縮小率の低い階層
 - ・2012年度 ①資本金5億円以下197億円 (2.22%), ②資本金10億円以下205億円 (5.81%)
 - ・2013年度 ①資本金5億円以下208億円 (2.07%), ②資本金10億円以下92億円 (2.29%)

6. 本図の算定数値は、〔表3〕および詳細版を〔表18〕に表示している。

(出所) 本図は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態〔会社基本調査〕(2012, 2013年度分) および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2012, 2013年度分)に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作成している。

〔表3〕 企業規模別の法人税課税所得金額・法人税額の縮小状況の基礎数値
 —法人税収の欠落を招来している要因を分析している—

資本金 階級別	年度別	課税所得金額の縮小状況					法人税額の縮小状況						
		企業利益 相当額 A1 (億円)	申告所得 金額 A2 (億円)	課税所得 縮小額 A3 (A1 - A2) (億円)	課税所得 縮小率 A4 (A3 / A1) (%)	算出税額 B1 (億円)	法人税額相当額		法人税額縮小額			法人税額縮小率	
							B2 (億円)	B3 (億円)	B4 (B1 - B2) (億円)	B5 (B1 - B3) (億円)	B6 (B4 / A1) (%)	B7 (B5 / A1) (%)	
1,000万円 以下	2012	54,939	50,639	4,300	7.82	12,338	11,105	11,113	1,233	1,225	9.99	9.92	
	2013	65,136	58,758	6,378	9.79	12,672	11,174	11,187	1,498	1,485	11.82	11.71	
5,000万円 以下	2012	47,178	44,009	3,169	6.71	11,761	10,883	10,903	878	858	7.46	7.29	
	2013	56,030	51,748	4,282	7.64	12,443	11,477	11,502	966	941	7.76	7.55	
1億円 以下	2012	30,675	28,834	1,841	6.00	7,929	7,375	7,418	554	511	6.99	6.44	
	2013	37,404	33,431	3,973	10.62	8,372	7,464	7,503	908	869	10.83	10.37	
5億円 以下	2012	33,870	32,096	1,774	5.23	8,838	8,591	8,641	247	197	2.79	2.22	
	2013	40,863	39,248	1,615	3.95	10,008	9,730	9,800	278	208	2.77	2.07	
10億円 以下	2012	14,166	12,927	1,239	8.74	3,528	3,308	3,323	220	205	6.23	5.82	
	2013	17,799	15,753	2,046	11.49	4,017	3,885	3,925	132	92	3.28	2.29	
100億円 以下	2012	63,448	56,947	6,501	10.24	15,326	12,192	12,887	3,134	2,439	20.44	15.91	
	2013	74,431	64,528	9,903	13.30	16,443	14,260	14,950	2,183	1,493	13.27	9.08	

100億円超	2012	168,181	129,975	38,206	22.71	33,937	20,914	24,831	13,023	9,106	38.37	26.83
	2013	190,767	149,011	41,756	21.88	37,997	22,130	25,955	15,867	12,042	41.75	31.69
連結法人	2012	96,979	52,205	44,774	46.16	13,613	4,459	5,445	9,154	8,168	67.24	60.00
	2013	142,874	85,445	57,429	40.19	21,785	8,696	10,487	13,089	11,298	60.08	51.85
合計 (平均)	2012	509,441	407,635	101,806	19.98	107,275	78,831	84,564	28,444	22,711	26.51	21.17
	2013	625,309	497,925	127,384	20.37	123,740	88,821	95,313	34,919	28,427	28.21	22.97

(注) 1. 本表は、〔図5〕および〔図6〕の作図の基礎となる数値を示すもので企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小状況および算出税額に対する法人税額の縮小状況を、企業規模別に区分し、2012年度と2013年度の年度比較により、法人税収の欠落状況を招来している要因を分析している。

2. 「課税所得金額の縮小状況」

(1) 「企業利益相当額」は、企業純利益の金額を想定するものであるから、「申告所得金額」から企業利益相当額を推定するために、調整計算における減算部分を「加算項目」として、また、調整計算における加算部分を「減算項目」として逆算することにより算出することとしている。

3. 「法人税額の縮小状況」

(1) 「算出税額」は、所得金額に所定の法人税率を乗じて算出されたもので、「会社標準調査」(2012年度・2013年度)に基づいている。

(2) 「法人税額相当額」は、法人企業が実際に納付した実際の法人税額を算出するため求められるべきものであるから、算出税額に必要な調整計算を加味することとしており、外国税額を除く場合と外国税額を含む場合に区分している。詳細数値は、〔表14〕に掲示している。

(3) 「法人税額縮小額」は、算出税額から法人税相当額を控除して算出することとし、外国税額を除く場合と外国税額を含む場合に区分している。

(4) 「法人税額縮小率」は、法人税額縮小額を算出税額で除して算出している。

4. 課税所得縮小率(は、連結法人や資本金100億円超の巨大企業が圧倒的に高い連結法人や資本金100億円超の巨大企業の課税所得縮小率は、極端に高く、連結法人が2012年度は46.16%、2013年度も40.19%にも達し、さらに、資本金100億円超の巨大企業が2012年度は22.71%、2013年度も21.88%に達しており、これらの

課税所得縮小率は他のすべての規模の階層よりも著しく高い。特に、資本金5億円以下の企業の2012年度の5.23%、2013年度の3.95%に対して、連結法人の2012年度は8.82倍相当、2013年度も10.17倍相当にも達する課税所得縮小率になっている。

5. 法人税額縮小率は、連結法人や資本金100億円超の巨大企業が圧倒的に高い。

連結法人や資本金100億円超の巨大企業の法人税額縮小率は、外国税額を含めても、極端に高く、連結法人が2012年度は60.00%、2013年度も51.85%にも達し、さらに、資本金100億円超の巨大企業が2012年度は26.83%、2013年度も31.69%に達しており、これらの法人税額縮小率は、他のすべての規模の階層よりも著しく高い。特に、資本金5億円以下の企業の2012年度の2.22%、2013年度の2.07%に対して、連結法人の2012年度は27.02倍相当、2013年度も25.04倍相当にも達する法人税額縮小率になっている。

(出所) 国税庁企画室編「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」（2012年度・2013年度分）および2014年2月、2015年2月内閣が国会に提出した「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2012年度・2013年度分）に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

Ⅶ 法人税制の欠陥の格差是正による増収想定額推定の総括

——巨額な増収想定額による新規財源発掘状況を図示——

1 法人税制の欠陥の格差是正で9兆4,065億円もの巨額な増収想定額による財源発掘を検証

この調査により、有所得申告の全法人企業のトータルにみた場合の総合平均実効税負担率は全体で22.72%であり、法定正味税率（38.01%）との格差が平均で15.29ポイントである。しかも、この総合平均実効税負担率と法定正味税率との格差は、企業規模別にみた階層間に著しい開差があり、断トツは連結法人27.07%、次いで資本金100億円超の巨大企業の17.73%が高率である。最低は、資本金1億円超5億円以下の中堅中小企業の2.26%、次いで資本金5億円超10億円以下の中堅企業の5.15%である。

企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率と法定税率の格差状況は、〔図7〕の上段のグラフが示すように右側が急勾配に上昇している「逆さ富士山型」である。

法定総合正味税率（38.01%）と総合平均実効税負担率（トータルで22.72%）との格差は、企業優遇税制や法人税制の欠陥による不公正税制の適用結果であり、事実上の歳入の欠落を招来しているわけである。

この法人税制の欠陥を是正することにより膨大な歳入増を期待することができ、国家財政に寄与することになる。そこで、格差是正による法人所得総合負担額の推定増収想定額を試算した結果、実に、9兆4,065億円の巨額に達することが判明した。

2 法人税制の欠陥の格差是正による推定増収想定額の試算における算出要領

法人税制の欠陥の格差是正による「増収想定額」の推定は、申告所得金

額に総合平均実効税負担率と法定税率の開差を乗ずることにより試算することができる。

しかし、増収想定額の推定においては、経済界における企業収益の拡大による企業利益額の増加見込みをも加味することが適当であるので、過年度の申告所得金額についての対前年増加率を基礎に「推定予想増加率」を想定して「推定予想申告所得金額」を求めることにした。これを「推定予想課税所得金額」とし、最終的には、「推定予想課税所得金額」に「総合平均実効税負担率と法定税率との格差」である「格差率」を乗ずることにより「法人所得総合負担額の推定増収想定額」を算出することにした。

法人税制の欠陥の格差是正による推定増収想定額の計算方式を算式で示すと、次のようである。

$$\begin{aligned} & (\text{申告所得金額} \times \text{推定予想増加率}) \times \frac{\text{総合平均実効税負担率と法定税率の格差}}{\text{総合平均実効税負担率}} \\ & = \text{法人所得総合負担額の推定増収想定額} \end{aligned}$$

3 企業規模別にみた不公正税制の格差是正による推定増収想定額は連結法人の3兆8,858億円と巨大企業の3兆1,967億円が断トツで双璧

企業規模別にみた不公正税制の格差是正による、増収想定額の推定状況は、〔図7〕の下段のグラフにみるように、最低の資本金5億円超10億円以下の中堅企業の868億円を谷底にして、右側は上昇を示した資本金10億円超100億円以下の大企業の5,839億円、次いで急上昇をし突出し高く聳える絶壁型の資本金100億円超の巨大企業3兆1,967億円、さらに高峰として天空に一段と突き上げている連結法人の3兆8,858億円のように右肩が極端に高くなっている「逆富士山型」の姿である。

同グラフの中央から左側へ、資本金1億円超5億円以下の中堅中小企業の1,028億円から、資本金5,000万円超1億円以下の中小企業の3,117億円、

さらに、資本金1,000万円超5,000万円以下の中小企業の4,218億円、最後に、資本金1,000万円以下の小規模企業の8,167億円というように、右側の絶壁の高峰には、はるかに及ばず、比較するまでもない低レベルであるが順次に上昇している姿を示している。

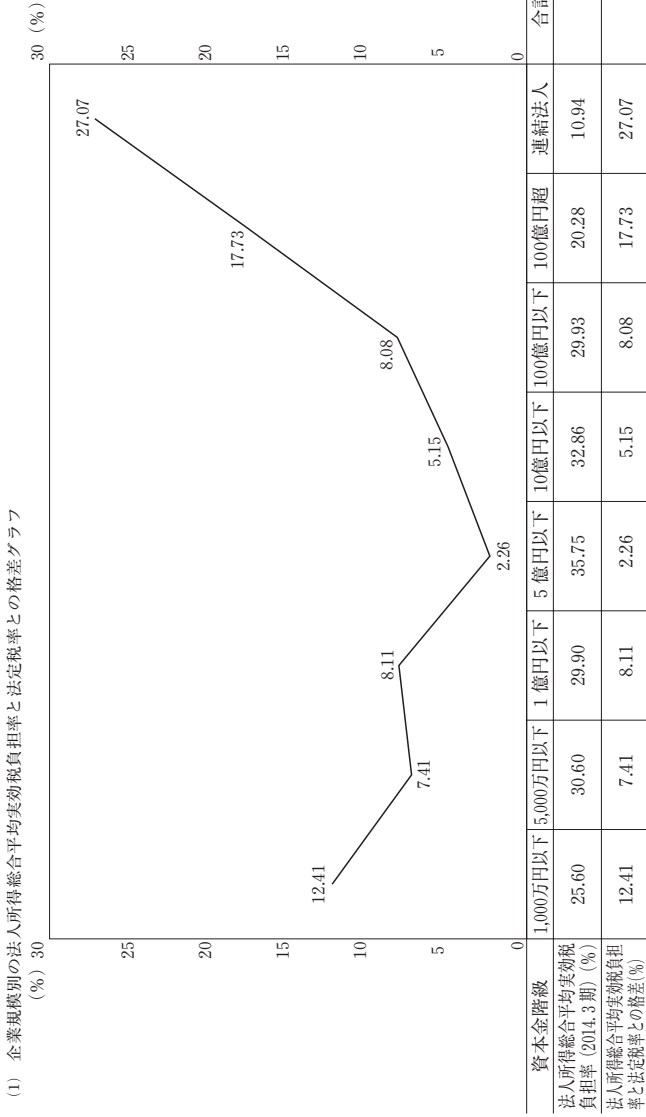
このようにして、法人税制の欠陥の是正による推定増収想定額の総計は、「申告所得金額」の合計（49兆7,925億円、2013年度）に「推定予想増加率」の平均値（24.45%）を乗じて「推定予想課税所得金額」の合計（61兆9,687億円）を算出し、これに「総合平均実効税率と法定税率との格差」の平均値（15.29%）を適用することにより、9兆4,065億円という巨額な「増収想定額」が試算できる。

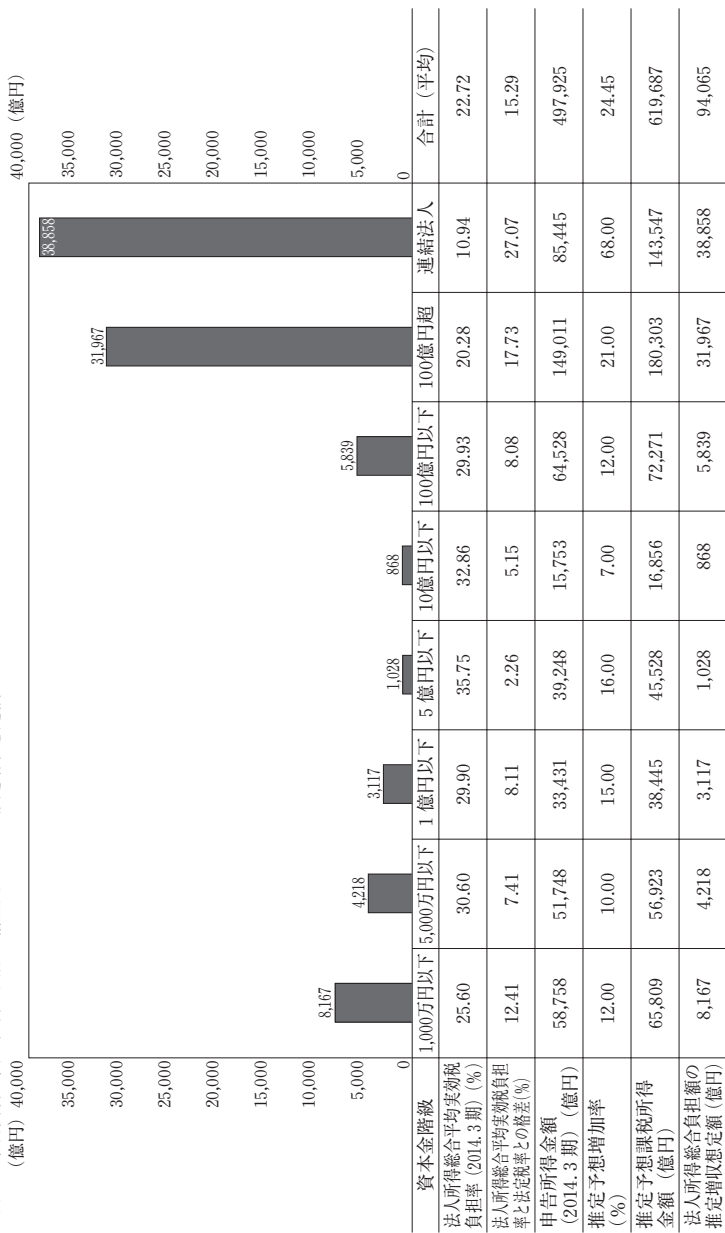
4 推定増収想定額の試算の実態と基礎数値の開示

企業規模別の総合平均実効税負担状況の格差分析の総括の第3グループは、次のようである。

- (1) 法人税制の欠陥の格差是正による推定増収想定額のグラフ
 - (2) 法人税制の欠陥の格差是正による推定増収想定額算定の基礎数値
- これらを〔図7〕および〔表4〕に示している。

〔図7〕 法人税制の欠陥の格差是正による推定増収想定額のグラフ
 —欠陥税制の是正で9兆4,065億円の税収が見込める—
 (2014. 3期の法人所得総合法定税率38.01%の時期)



(2) 企業規模別の法人税制の欠陥の格差是正による推定増収想定額のグラフ
(億円) 40,000

(備考) (1) 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率と法定税率との格差のグラフ: —
 (2) 企業規模別の不公正税制の格差是正による推定増収想定額 (億円) のグラフ: ■

(注) 1. 本図は、法人所得総合平均実効税負担率（2014. 3期）と法人所得総合法定税率との格差（2014. 3期）の是正により想定される推定増収想定額を試算し、図解している。

2. 次の2つのグラフにより図示している。

- (1) 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率と法定税率との格差のグラフ
 - (2) 企業規模別の法人税制の欠陥の格差是正による推定増収想定額のグラフ
3. 「企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率と法定税率との格差のグラフ」
 総合平均実効税負担率と法定税率との格差は、総合平均実効税負担率（〔表2〕、詳細数値〔表12〕と法定税率38.01%（2013年度）との格差であり、企業規模別に、折線グラフに図示している。

4. 「企業規模別の法人税制の欠陥の格差是正による推定増収想定額のグラフ」

(1) 不正税制の格差是正による推定増収想定額は、次の算式により試算している。

$$\text{推定予想課税所得金額} = \text{申告所得金額} \times \text{推定予想増加率}$$

$$\text{法人所得総合負担額の推定増収想定額} = \text{推定予想課税所得金額} \times \text{法人所得総合平均実効税負担率と法定税率との格差}$$

(2) 法人税制の欠陥の格差是正による推定増収想定額の根拠数値は、〔表4〕に提示している。
 (出所) この試算は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」（2011, 2012, 2013年度分）および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2013年度分）に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

〔表4〕 法人税制の欠陥の格差是正による推定増収想定額算定の基礎数値

—欠陥税制の是正で9兆4,065億円の増収が見込める—

資本金階級別	法人所得総合平均実効税負担率(2014.3期)(%)	法人所得総合平均実効税負担率と法定税率との格差(%)	申告所得金額(2014.3期)(百万円)	格差是正による課税所得金額の推定予想額の計算		法人所得総合負担額の推定増収想定額(百万円)
				推定予想増加率(%)	推定予想課税所得金額(百万円)	
1,000万円以下	25.60	12.41	5,875,882	12.00	6,580,987	816,700
5,000万円以下	30.60	7.41	5,174,841	10.00	5,692,325	421,801
1億円以下	29.90	8.11	3,343,119	15.00	3,844,586	311,795
5億円以下	35.75	2.26	3,924,899	16.00	4,552,882	102,895
10億円以下	32.86	5.15	1,575,368	7.00	1,685,643	86,810
100億円以下	29.93	8.08	6,452,800	12.00	7,227,136	583,952
100億円超	20.28	17.73	14,901,147	21.00	18,030,387	3,196,787
連結法人	10.94	27.07	8,544,519	68.00	14,354,791	3,885,841
合計	22.72	15.29	49,792,574	24.45	61,968,737	9,406,581

(注) 1. 本表は、〔図7〕の作図の基礎となる数値を示すもので法人所得総合平均実効税負担率(2014.3期)と法定税率との格差(2014.3期)の是正により想定される推定増収想定額を試算している。

2. 「法人所得総合平均実効税負担率」(2014.3期)の根拠となる詳細数値は、〔表2〕の「外国税額を含む法人所得総合平均実効税負担率」に掲示している。

3. 「法人所得総合平均実効税負担率と法定税率との格差」(2014.3期)は、総合平均実効税負担率と法定税率38.01%との格差である。

4. 「申告所得金額」は、「会社標本調査」（2013年度分）に基づいている。
5. 「格差是正による課税所得金額の推定予想額の計算」
- (1) 「推定予想増加率」の計算は、下記の2013.3期および2014.3期の申告所得金額の対前年比増加率を基礎に次表のように、控えめに設定したものである。

法人税制の欠陥是正による課税所得金額の推定予想増加率の計算

資本金階級別	2013.3期 対前年増加率 (%)	2014.3期 対前年増加率 (%)	2013.3期・2014.3期の 各増加率の平均値 (%)	推定予想増加率 (%)
1,000万円以下	9.44	16.03	12.73	12.00
5,000万円以下	3.13	17.59	10.36	10.00
1億円以下	14.39	15.94	15.16	15.00
5億円以下	10.65	22.28	16.46	16.00
10億円以下	-6.38	21.86	7.74	7.00
100億円以下	12.63	13.31	12.97	12.00
100億円超	27.89	14.65	21.27	21.00
連結法人	72.64	63.67	68.15	68.00
平均	20.10	22.15	21.12	24.45

〔備考〕推定予想増加率 (%) は、「2013.3期・2014.3期の各増加率の平均値 (%)」の%未満の端数を切り捨てている。

- (2) 「推定予想課税所得金額」は、2014.3期の申告所得金額に、(1)の推定予想増加率を乗じて計算している。
6. 「法人所得総合負担額の推定増収想定額」は、「格差是正による課税所得金額の推定予想額」に「法人所得総合平均実効税負担率」と法定税率との格差」(2014.3期) を乗じて算出している。
7. 法人所得総合負担額の推定増収想定額の算定においては、100万円未満の端数を切り捨てている。
- (出所) この試算は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」(2011.2012.2013年度分) および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2013年度分) に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

Ⅷ 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率の算定基礎

——実効税負担格差状況の企業規模別と年度別の分析——

1 法人所得総合平均実効税負担率の企業規模別分析と年度別分析における算定要素の基礎数値の把握と算定プロセスの詳細データの開示

法人企業の所得課税の「実効税負担率」は、真実の経済的な意味における実際上の税負担の状況を測定する指標である。

この「実効税負担率」は、個別企業の稼得した経営活動の成果である「企業利益相当額」に対する個別企業が現実納付した実際の「法人税額相当額」の割合により算出される。これは、検証税務会計学においては、あくまで個別企業単位における計測を想定しているため、ひたすらミクロ的アプローチによる分析結果である。

この実効税負担率をマクロ的アプローチにより企業規模別の階層を視点として展開した数値を、企業規模の各階層ごとの「法人税平均実効税負担率」と呼称してきている。

さらに、実効税負担率を国税だけでなく、地方税を含めて法人企業に対する所得課税である法人税、法人事業税、法人住民税の総計である法人3税の合計について計測した数値を、企業規模の階層ごとの「法人所得総合平均実効税負担率」として位置づけてきた。

本節においては、この「法人所得総合平均実効税負担率」の算定要素についての基礎数値と、その算定のプロセスにおける詳細なデータを、年度別と年度比較に区分して、調査分析の結果を順次に記述して開示することにする。

2 2012年度分の企業規模別の総合平均実効税負担率の算定要素の基礎数値と算定プロセス

(1) 企業規模別の企業利益相当額の算定（2012年度分）

法人税の平均実効税負担率の算定における基礎数値である「企業利益相当額」（2012年度分）の算出のプロセスを企業規模別に区分して開示している（〔表5〕参照）。

申告所得金額の合計40兆7,635億円に加算項目の合計14兆589億円を加え、減算項目の合計3兆8,783億円を差し引きし「企業利益相当額」の合計50兆9,441億円を算出しているプロセスを明らかにしている。

(2) 企業規模別の法人税額相当額の算定（2012年度分）

法人税の平均実効税負担率の算定における基礎数値である「法人税額相当額」（2012年度分）の算出プロセスを企業規模別に区分して開示している（〔表6〕参照）。

算出税額の合計10兆7,275億円に留保税額の合計529億円を加え、控除税額の合計2兆8,972億円を差し引きし「法人税額相当額」の合計として、外国税額を除く法人税額相当額7兆8,831億円、外国税額を含む法人税額相当額8兆4,564億円を算出しているプロセスを明らかにしている。

(3) 企業規模別の法人税平均実効税負担率の算定（2012年度分）

法人税平均実効税負担率の算出プロセスを企業規模別に区分して開示している（〔表7〕参照）。

企業利益相当額の合計50兆9,441億円で外国税額を除く法人税額相当額の合計7兆8,831億円を割ることにより、法人税平均実効税負担率15.47%、外国税額を含む法人税額相当額の合計8兆4,564億円を割ることにより法人税平均実効税負担率16.59%を算出するプロセスを明らかにしている。

(4) 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率の算定（2012年度分）

法人税・法人住民税および法人事業税を含む法人所得総合平均実効税負担率を、外国税額を除いた場合と外国税額を含めた場合の双方のケースにつき、企業規模別に区分して開示している（〔表8〕参照）。

企業利益相当額の合計50兆9,441億円で、外国税額を除く法人所得総合平均実効税負担額11兆7,505億円を割ることにより、法人所得総合平均実効税負担率23.06%、外国税額を含む法人所得総合平均実効税負担額12兆6,051億円を割ることにより、法人所得総合平均実効税負担率24.74%を算出するプロセスを明らかにしている。

3 2013年度分の企業規模別の総合負担率の算定要素の基礎数値と算定プロセス

(1) 企業規模別の企業利益相当額の算定（2013年度分）

法人税の平均実効税負担率の算定における基礎数値である「企業利益相当額」（2013年度分）の算定のプロセスを企業規模別に区分して開示している（〔表9〕参照）。

申告所得金額の合計49兆7,925億円に加算項目の合計16兆9,641億円を加え、減算項目の合計4兆2,257億円を差し引きし「企業利益相当額」の合計62兆5,309億円を算出するプロセスを明らかにしている。

(2) 企業規模別の法人税額相当額の算定（2013年度分）

法人税の平均実効税負担率の算定における基礎数値である「法人税額相当額」（2013年度分）の算出のプロセスを企業規模別に区分して開示している（〔表10〕参照）。

算出税額の合計12兆3,740億円に留保税額の合計718億円を加え、控除税額の合計3兆5,636億円を差し引いた「法人税額相当額」の合計として、外国税額を除く法人税額相当額8兆8,821億円、外国税額を含む法人税額

相当額 9 兆5,313億円を算出するプロセスを明らかにしている。

(3) 企業規模別の法人税平均実効税負担率の算定（2013年度分）

法人税平均実効税負担率の算出のプロセスを企業規模別に区分して開示している（〔表11〕参照）。

企業利益相当額の合計62兆5,309億円で外国税額を除く法人税額相当額の合計 8 兆8,821億円を割ることにより法人税平均実効税負担率14.20%、外国税額を含む法人税額相当額の合計 9 兆5,313億円を割ることにより法人税平均実効税負担率15.24%を算出するプロセスを明らかにしている。

(4) 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率の算定（2013年度分）

法人税・法人住民税および法人事業税を含む法人所得総合平均実効税負担率の算出のプロセスを外国税額を除いた場合と、外国税額を含めた場合の双方のケースにつき企業規模別に区分して開示している（〔表12〕参照）。

企業利益相当額の合計62兆5,309億円で外国税額を除く法人所得総合平均実効税負担額13兆2,395億円を割ることにより法人所得総合平均実効税負担率21.17%、外国税額を含む法人所得総合平均実効税負担額14兆2,073億円を割ることにより法人所得総合平均実効税負担率22.72%を算出するプロセスを明らかにしている。

〔表5〕 企業規模別の企業利益相当額の算定（2012年度分）

— 「実効税負担率」の算定における分母の数値を算出している—

(単位：百万円)

資本金階級別区分	加算項目				減算項目				企業利益相当額 (D = A + B - C)						
	申告所得金額 A	受取配当益金算入額	外国子会社受取配当 金不算入額	租税特別措置の特例				所得税 額控除		外国税 額控除	寄付金の 損金不 算入額	交際費の 損金不 算入額	C		
				特別償却限度額	算入限度額のうち損金	準備金の引当	業限等組合・中 小企業協同組 合等の特例							土地算入額による	損害保険会社の受 取配当金不算入額に係 る特別損金算入措置
1,000万円以下	5,063,915	158,758	3,056	134,109	15,508	12,116	104,545	278,790	706,882	41,428	790	42,029	192,650	276,897	5,493,900
5,000万円以下	4,400,906	150,863	16,092	191,449	3,888	3,255	66,268	85,447	517,262	42,419	2,015	32,167	123,683	200,284	4,717,884
1億円以下	2,883,434	108,610	31,371	95,527	1,228	1,720	35,873	43,306	317,635	27,296	4,325	25,210	76,645	133,476	3,067,593
5億円以下	3,209,682	144,269	100,803	13,141	1,791	16,736	46,302	64	361,619	28,448	5,002	22,280	128,519	184,249	3,387,052
10億円以下	1,292,740	59,529	16,681	4,200	48,495	37,160	7,723	18,341	192,129	19,353	1,453	6,381	40,987	68,174	1,416,695
100億円以下	5,694,716	351,138	256,098	18,746	26,275	205,367	61,936	1,112	1,108,283	207,067	69,443	27,846	153,170	458,126	6,344,873
100億円超	12,997,596	3,014,509	1,032,596	41,749	366,919	154,886	242,272	99,493	5,262,831	733,915	391,713	77,257	239,532	1,442,417	16,818,110
連結 決算 法人	5,220,569	3,460,571	2,019,806	17,813	11,950	2,721	71,796	7,482	5,592,139	700,873	98,537	123,632	191,688	1,114,730	9,697,978
合計	40,763,559	7,448,248	3,476,502	516,738	476,056	433,965	637,319	100,671	14,058,902	1,801,399	573,278	356,801	1,146,873	3,878,351	50,944,110

- (注) 1. 本表は、法人税の平均実効税負担率の算定における基礎数値である「企業利益相当額」の算出過程を、企業規模別に区分し、2012年度について表示している。
2. 「企業利益相当額」は、企業純利益の金額を想定するものであるから、「申告所得金額」から企業利益相当額を推定するために、調整計算における減算部分を「加算項目」として、また、調整計算における加算部分を「減算項目」として逆算することにより算出することとしている。
3. 「申告所得金額」(A) は、法人が税務署に提出した法人税の確定申告書に記載された所得金額であり、「会社標準調査」に基づいて算定している。
4. 「加算項目」(B)
- (1) 受取配当益金不算入額、外国子会社受取配当益金不算入額
 - (2) 租税特別措置の特例
- 「特別償却限度額」、「準備金のうち損金算入限度額」、「協同組合等・中小企業等貸倒引当金繰入限度額の特例」、「土地税制による損金算入額」、「損害保険会社の受取配当益金不算入に係る特別利子の額」、「その他特別措置による損金算入額」
5. 「減算項目」(C)
- 所得税額控除、外国税額控除、寄付金の損金不算入額、交際費の損金不算入額
6. 本調査の基礎資料となっている「会社標準調査」は、100万円単位で表示されているが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、1,000円単位で表示されているので、本調査は、100万円単位に統一して表示することにした。このため、租税特別措置について、100万円未満の端数を切り捨てて表示したため、資本金階級別区分欄の数値を合算した数値と「合計」数値とは合致していない。
- (出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標準調査）」(2012年度分) および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2012年度分) に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作成している。

〔表6〕 企業規模別の法人税額相当額の算定（2012年度分）

— 「実効税負担率」の算定における分子の数値を算出している—

資本金階級別区分	算出税額 E	留保税額 F	控 除 税 額				法人税額相当額	
			所得税額 G	外国税額	租税特別措置による税額控除額	軽減税率適用による減税額	(小計) H	外国税額を除く (I = E + F - H)
1,000万円以下	1,233,862		790	10,375	70,699	123,292	1,110,570	1,111,360
5,000万円以下	1,176,129		2,015	17,681	25,684	87,799	1,088,330	1,090,345
1億円以下	792,975		4,325	18,596	5,239	55,456	737,519	741,844
5億円以下	883,879	25,244	5,002	16,232	269	49,951	859,172	864,174
10億円以下	352,894	4,635	1,453	5,740	94	26,640	330,889	332,342
100億円以下	1,532,618	14,516	69,443	50,519	218	327,847	1,219,287	1,288,730
100億円超	3,393,790	716	391,713	177,404	24	1,303,056	2,091,450	2,483,163
連結法人	1,361,359	7,850	98,537	123,754	64	923,228	445,981	544,518
合 計	10,727,507	52,960	573,278	420,306	102,293	2,897,276	7,883,191	8,456,469

(注) 1. 本表は、法人税平均実効税負担率の算定における基礎数値である「法人税額相当額」の算出過程を、企業規模別に区分し、2012年度について、外国税額を除く場合と外国税額を含む場合の2種類を表示している。

2. 「法人税額相当額」は、法人企業が現実には納付した実際の法人税額を算出するため求められるものであるから、算出法人税額に必要な調整計算を加味することとしている。

3. (1) 算出税額、留保税額および控除税額欄の「所得税額」、「外国税額」、「会社標準調査」(2012年度分)に基づいて作表している。

(単位：百万円)

(2) 「控除税額」欄の「租税特別措置による税額控除額」、「軽減税率適用による減税額」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2012年度分）に基づいて作表している。

(3) 本調査の基礎資料となっている「会社標本調査」は、100万円単位で表示されているが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、1,000円単位で表示されているので、本調査は、100万円単位に統一して表示することにした。このため、租税特別措置について、100万円未満の端数を切り捨てて表示したため、資本金階級別区分欄の数値を合算した数値と「合計」数値とは合致していない。

4. 法人税額相当額は、次の2種類を表示している。

(1) 外国税額を除く法人税額相当額
算出税額10兆7,275億円に、留保税額529億円を加算し、所得税額、外国税額、租税特別措置による税額控除、軽減税率による減税額の「控除税額（小計）」2兆8,972億円を控除したものが、外国税額を除く法人税額相当額7兆8,831億円である。

(2) 外国税額を含む法人税額相当額
外国税額を除く法人税額相当額7兆8,831億円に、外国税額5,732億円を加算した数値が、外国税額を含む法人税額相当額8兆4,564億円である。

(出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」（2012年度分）および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2012年度分）に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

〔表7〕 企業規模別の法人税平均実効税率の算定（2012年度分）

—企業利益相当額と法人税相当額に基づき算定している—
 （2013年3月期の法定法人税率25.5%の時期）

資本金階級別区分	企業利益相当額 （〔表5〕より）		外国税額を除く負担額		外国税額を含む負担額	
	D （百万円）	I （〔表6〕より） （百万円）	法人税額相当額 （〔表6〕より）		J （百万円）	L （%）
			法人税額相当額 （〔表6〕より）	法人税平均実効税率 （ $K = I / D$ ） K （%）		
1,000万円以下	5,493,900	1,110,570	1,110,570	20.21	1,111,360	20.22
5,000万円以下	4,717,884	1,088,330	1,088,330	23.06	1,090,345	23.11
1億円以下	3,067,593	737,519	737,519	24.04	741,844	24.18
5億円以下	3,387,052	859,172	859,172	25.36	864,174	25.51
10億円以下	1,416,695	330,889	330,889	23.35	332,342	23.45
100億円以下	6,344,873	1,219,287	1,219,287	19.21	1,288,730	20.31
100億円超	16,818,110	2,091,450	2,091,450	12.43	2,483,163	14.76
連結法人	9,697,978	445,981	445,981	4.59	544,518	5.61
合計	50,944,110	7,883,191	7,883,191	15.47	8,456,469	16.59

（注）1．本表は、法人税平均実効税率（以下、本表において「平均実効税率」という）を算出するための計算過程を、企業規模別に区分し、2012年度について表示している。

2．企業規模別区分は、便宜上、資本金の大きさにより行っており、「資本金階級別区分」としている。

3．「企業利益相当額」(D)は、企業純利益の金額を想定するものであるから、「申告所得金額」から企業利益相当額を推定するために、調整計算における減算部分を「加算項目」として、また、調整計算における加算部分を「減算項目」として逆算

することにより算出することとしている。

4. 「外国税額を除く負担額」

(1) 「法人税額相当額（外国税額を除く）(I)」は、法人企業が現実には納付した実際の法人税額を算出するため求められるべきものであるから、算出法人税額に必要な調整計算を加味することとしており、外国税額を除き、〔表6〕の数値に基づいている。

(2) 「法人税平均実効税負担率」(K) は、次の算式により算出している。

$$\text{法人税平均実効税負担率 (K)} = \frac{\text{法人税額相当額 (外国税額を除く) (I)}}{\text{企業利益相当額 (D)}}$$

5. 「外国税額を含む負担額」

(1) 「法人税相当額」(J) は、〔表6〕の数値に基づいている。

(2) 「法人税平均実効税負担率」(L) は、次の算式により算出している。

$$\text{法人税平均実効税負担率 (L)} = \frac{\text{法人税額相当額 (外国税額を含む) (J)}}{\text{企業利益相当額 (D)}}$$

6. 平均実効税負担率を単体法人と連結法人（資本金階級別に区分しないまま）の分離した数値の計算段階を示している。

7. 平均実効税負担率は、企業規模別区分の各階層により、著しい格差が生じている。

(1) 連結法人や資本金100億円超の巨大企業の平均実効税負担率は、極端に低く、外国税額を含めても、連結法人が僅か5.61%、資本金100億円超の巨大企業が僅か14.76%であり、全ての規模の階層よりも著しく低く、特に、資本金1,000万円以下の小規模企業の22.22%よりもはるかに低く、連結法人は、その4分の1である25.24ポイントに留まっている。

(2) 一方、資本金5億円以下の階層の平均実効税負担率が、最も高く、23.98%になっている。

(出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」（2013年度分）および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2013年度分）に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

〔表8〕 企業規模別の法人所得総合平均実効税率の算定（2012年度分）

— 法人税・法人住民税および法人事業税の総合平均実効税率の計算をしている —

(2013年3月期の法定正味率38.01%の時期)

資本金別 階級区	外国税額を除く法人所得総合平均実効税率負担額				外国税額を含む法人所得総合平均実効税率負担額			
	企業利益 相当額 （〔表5〕より） D （百万円）	法人税額 相当額 （〔表7〕より） I （百万円）	法人所得総合 平均実効税 負担額 K （百万円）	法人所得総合 平均実効税 負担率 （M = K / D） M （%）	法人税額 相当額 （〔表7〕より） J （百万円）	法人所得総合 平均実効税 負担額 L （百万円）	法人所得総合 平均実効税 負担率 （N = L / D） N （%）	
1,000万円以下	5,493,900	1,110,570	1,655,402	30.13	1,111,360	1,656,580	30.15	
5,000万円以下	4,717,884	1,088,330	1,622,251	34.38	1,090,345	1,625,255	34.44	
1億円以下	3,067,593	737,519	1,099,337	35.83	741,844	1,105,783	36.04	
5億円以下	3,387,052	859,172	1,280,671	37.81	864,174	1,288,127	38.03	
10億円以下	1,416,695	330,889	493,219	34.81	332,342	495,385	34.96	
100億円以下	6,344,873	1,219,287	1,817,454	28.64	1,288,730	1,920,965	30.27	
100億円超	16,818,110	2,091,450	3,117,490	18.53	2,483,163	3,701,373	22.00	
連結法人	9,697,978	445,981	664,774	6.85	544,518	811,652	8.36	
合計	50,944,110	7,883,191	11,750,591	23.06	8,456,469	12,605,113	24.74	

(注) 1. 本表は、法人税・法人住民税および法人事業税を含む法人所得総合平均実効税負担率（以下、本表において「総合平均実効税負担率」という）外国税額を含めた場合と除いた場合の双方のケースにつき、企業規模別に区分し、2012年度について表示している。

2. 企業規模別区分は、便宜上、資本金の大きさにより行っており、資本金階級別区分としている。
 3. 「法人所得総合平均実効税負担率」は、法人税・法人住民税および法人事業税に相当する税額の合計額として、次の算式により算出している。

$$\text{法人所得総合平均税負担率} = \frac{\text{法人税額相当額}}{\text{法人所得総合平均税負担率}} \times \frac{\text{法人所得法定税率 (38.01\%)}}{\text{法人税の法定税率 (25.5\%)}}$$

4. 総合平均実効税負担率は、企業規模別区分の各階層により、大きな格差が生じている。
 (1) 連結法人や資本金100億円超の巨大企業の総合平均実効税負担率は、極端に低く、外国税額を含めても、連結法人が僅か8.36%、資本金100億円超の巨大企業が僅か22.00%であり、すべての規模の階層よりも著しく低く、特に、資本金1億円超5億円以下の中堅中小企業よりも、はるかに低く、連結法人は、その38.03%の5分の1の21.98ポイント相当の超低レベルである。

(2) 1億円超、資本金5億円以下の企業の総合平均実効税負担率は、法人所得総合法定税率38.01%よりも高い38.03%になっている。

(出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）（2013年度分）および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2013年度分）に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作成している。

〔表9〕 企業規模別の企業利益相当額の算定（2013年度分）

— 「実効税負担率」の算定における分母の数値を算出している—
(単位：百万円)

資本金 階級別 区分	加 算 項 目				減 算 項 目				企業利益 相当額 (D = A + B - C)				
	受取 配当 益金 不算 入額	不 外 国 子 会 社 受 取 配 当 益 金	租税特別措置の特例		(小計) B	所得税 額控除	外国税 額控除	寄付金の 損金不 算入額		交際費の 損金不 算入額			
			特別 償却 限度 額	算 入 限 度 の 額 うち 特 別 租 金							繰 上 入 限 度 の 額 うち 特 別 租 金	土 地 税 算 入 額 による	そ の 他 の 特 別 算 入 額 に よ る
1,000万 円以下	208,656	4,026	277,317	11,892	96,755	18	308,063	56,144	1,291	41,574	180,634	279,643	6,513,653
5,000万 円以下	126,445	27,784	300,332	3,560	67,098	36	96,342	41,834	2,531	33,007	119,082	196,454	5,603,045
1億円 以下	243,986	39,404	171,549	1,641	39,027		66,815	56,803	3,873	26,042	80,296	167,014	3,740,414
5億円 以下	99,269	136,686	31,461	1,236	17,203		36,662	26,322	7,019	17,896	127,138	178,375	4,086,388
10億円 以下	60,381	31,347	21,350	41,744	31,303		47,060	15,351	3,986	3,828	40,872	64,037	1,779,989
100億 円以下	410,189	333,977	53,487	11,097	152,724	21	161,617	96,258	68,929	23,883	150,124	339,194	7,443,191
100億 円超	3,286,723	1,248,994	54,151	287,790	264,293	92,822	423,929	954,816	382,512	69,724	242,732	1,649,784	19,076,718
連 結 法 人	3,822,453	2,723,606	85,155	46,898	403,978	1,019	8,610	841,002	179,093	123,258	207,938	1,351,291	14,287,466

合計	49,792,574	8,258,102	4,545,825	994,806	405,862	443,989	1,072,528	93,919	1,149,101	16,964,132	2,088,532	649,235	339,212	1,148,816	4,225,795	62,530,911
----	------------	-----------	-----------	---------	---------	---------	-----------	--------	-----------	------------	-----------	---------	---------	-----------	-----------	------------

(注) 1. 本表は、法人税の平均実効負担率の算定における基礎数値である「企業利益相当額」の算出過程を、企業規模別に区分し、2013年度について表示している。

2. 「企業利益相当額」は、企業純利益の金額を想定するものであるから、「申告所得金額」から企業利益相当額を推定するために、調整計算における減算部分を「加算項目」として、また、調整計算における加算部分を「減算項目」として逆算することにより算出することとしている。

3. 「申告所得金額」(A) は、法人が税務署に提出した法人税の確定申告書に記載された所得金額であり、「会社標本調査」に基づいて算定している。

4. 「加算項目」(B)

(1) 受取配当益金不算入額、外国子会社受取配当益金不算入額

(2) 租税特別措置の特例

「特別償却限度額」、「準備金のうち損金算入限度額」、「協同組合等・中小企業等貸倒引当金繰入限度額の特例」、「土地税制による損金算入額」、「損害保険会社の受取配当益金不算入に係る特別利子の額」、「その他の特別措置による損金算入額」

5. 「減算項目」(C)

所得税額控除、外国税額控除、寄付金の損金不算入額、交際費の損金不算入額

6. 本調査の基礎資料となっている「会社標本調査」は、100万円単位で表示されているが、「租税特別措置の適用実態調査の結果」に関する報告書は、1,000円単位で表示されているので、本調査は、100万円単位に統一して表示することにした。このため、租税特別措置について、100万円未満の端数を切り捨てて表示したため、資本階級別区分欄の数値を合算した数値と「合計」数値とは合致していない。

7. 申告所得金額49兆7,925億円に、受取配当益金不算入額、外国子会社受取配当益金不算入額、および租税特別措置の特例の加算項目16兆9,641億円を加算し、所得税額控除、外国税額控除、寄付金の損金算入額、交際費の損金算入額の減算項目4兆2,257億円を減算した数値が、企業利益相当額52兆5,309億円になっている。

(出所) 本表は、国税庁官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」(2013年度分) および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2013年度分)に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

〔表10〕 企業規模別の法人税額相当額の算定（2013年度分）

— 「実効税負担率」の算定における分子の数値を算出している—（単位：百万円）

資本金階級別区分	算出税額 E	留保税額 F	控除税額					法人税額相当額	
			所得税額	外国税額 G	租税特別措置による税額控除額	軽減税率適用による減税額	(小計)	外国税額を除く (I = E + F - H)	外国税額を含む (J = I + G)
							H	I	J
1,000万円以下	1,267,237	7	56,144	1,291	15,222	77,145	149,802	1,117,442	1,118,733
5,000万円以下	1,244,331		41,834	2,531	24,985	27,221	96,571	1,147,760	1,150,291
1億円以下	837,204	7	56,803	3,873	24,444	5,613	90,733	746,478	750,351
5億円以下	1,000,822	30,029	26,322	7,019	24,118	312	57,771	973,080	980,099
10億円以下	401,715	13,786	15,351	3,986	7,564	85	26,986	388,515	392,501
100億円以下	1,644,355	16,075	96,258	68,929	68,928	222	234,337	1,426,093	1,495,022
100億円超	3,799,748	2,593	954,816	382,512	251,903	24	1,589,255	2,213,086	2,595,598
連結法人	2,178,598	9,305	841,002	179,093	298,035	84	1,318,214	869,689	1,048,782
合計	12,374,009	71,802	2,088,532	649,235	715,202	110,711	3,563,680	8,882,131	9,531,366

(注) 1. 本表は、法人税平均実効税負担率の算定における基礎数値である「法人税額相当額」の算出過程を、企業規模別に区分し、2013年度について、外国税額を除く場合と外国税額を含む場合の2種類を表示している。

2. 「法人税額相当額」は、法人企業が現実には納付した実際の法人税額を算出するため求められるべきものであるから、算出法人税額に必要な調整計算を加味することとしている。

3. (1)算出税額、留保税額および控除税額欄の「所得税額」、「外国税額」は「会社標準調査」(2013年度分)に基づいて作表している。

- (2) 「控除税額」欄の「租税特別措置による税額控除額」、「軽減税率適用による減税額」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2013年度分）に基づいて作表している。
- (3) 本調査の基礎資料となっている「会社標本調査」は、100万円単位で表示されているが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、1,000円単位で表示されているので、本調査は、100万円単位に統一して表示することにした。このため、租税特別措置について、100万円未満の端数を切り捨てて表示したため、資本金階級別区分欄の数値を合算した数値と「合計」数値とは合致していない。
4. 法人税額相当額は、次の2種類を表示している。
- (1) 外国税額を除く法人税額相当額
算出税額12兆3,740億円に、留保税額718億円を加算し、所得税額、外国税額、租税特別措置による税額控除、軽減税率による減税額の「控除税額（小計）」3兆5,636億円を控除したものが、外国税額を除く法人税額相当額8兆8,821億円である。
 - (2) 外国税額を含む法人税額相当額
外国税額を除く法人税額相当額8兆8,821億円に、外国税額6,492億円を加算した数値が、外国税額を含む法人税額相当額9兆5,313億円である。
- (出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」（2013年度分）および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2013年度分）に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

〔表11〕 企業規模別の法人税平均実効負担率の算定（2013年度分）

一企業利益相当額と法人税相当額に基づき算定している—
 〈2014年3月期の法定法人税率25.5%の時期〉

資本金階級別区分	企業利益相当額 （〔表9〕より）		外国税額を除く負担額		外国税額を含む負担額	
	D （百万円）	I （〔表10〕より） （百万円）	法人税額相当額 （〔表10〕より） （百万円）	法人税平均実効負担率 (K = I/D) (%)	法人税額相当額 （〔表10〕より） （百万円）	法人税平均実効負担率 (L = J/D) (%)
1,000万円以下	6,513,653	1,117,442	1,117,442	17.15	1,118,733	17.17
5,000万円以下	5,603,045	1,147,760	1,147,760	20.48	1,150,291	20.52
1 億円以下	3,740,414	746,478	746,478	19.95	750,351	20.06
5 億円以下	4,086,388	973,080	973,080	23.81	980,099	23.98
10億円以下	1,779,989	388,515	388,515	21.82	392,501	22.05
100億円以下	7,443,191	1,426,093	1,426,093	19.15	1,495,022	20.08
100億円超	19,076,718	2,213,086	2,213,086	11.60	2,595,598	13.60
連結法人	14,287,496	869,689	869,689	6.08	1,048,782	7.34
合 計	62,530,911	8,882,131	8,882,131	14.20	9,531,366	15.24

（注） 1. 本表は、法人税平均実効負担率（以下、本表において「平均実効負担率」という）を算出するための計算過程を、企業規模別に区分し、2013年度について表示している。

2. 企業規模別区分は、便宜上、資本金の大きさにより行っており、「資本金階級別区分」としている。

3. 「企業利益相当額」(D) は、企業純利益の金額を想定するものであるから、「申告所得金額」から企業利益相当額を推定するために、調整計算における減算部分を「加算項目」として、また、調整計算における加算部分を「減算項目」として逆算

することにより算出することとしている。

4. 「外国税額を除く負担額」

(1) 「法人税額相当額（外国税額を除く）」(I) は、法人企業が実際に納付した実際の法人税額を算出するため求められるべきものであるから、算出法人税額に必要調整計算を加味することとしており、外国税額を除き、〔表10〕の数値に基づいている。

(2) 「法人税平均実効税負担率」(K) は、次の算式により算出している。

$$\text{法人税平均実効税負担率 (K)} = \frac{\text{法人税額相当額 (外国税額を除く) (I)}}{\text{企業利益相当額 (D)}}$$

5. 「外国税額を含む負担額」

(1) 「法人税額相当額」(I) は、〔表10〕の数値に基づいている。

(2) 「法人税平均実効税負担率」(L) は、次の算式により算出している。

$$\text{法人税平均実効税負担率 (L)} = \frac{\text{法人税額相当額 (外国税額を含む) (I)}}{\text{企業利益相当額 (D)}}$$

6. 平均実効税負担率を単体法人と連結法人（資本金階級別に区分しないまま）の分離した数値の計算段階を示している。

7. 平均実効税負担率は、企業規模別区分の各階層により、格差が生じている。

(1) 連結法人や巨大企業の平均実効税負担率が、資本金1,000万円以下の法人の負担率より軽いことがわかる。

- ・外国税額を除く平均実効税負担率 ①連結法人 6.08%、②資本金100億円超 11.60%
- ・外国税額を含む平均実効税負担率 ①連結法人 7.34%、②資本金100億円超 13.60%

(2) 一方、資本金10億円以下、1,000万円超の階層の平均実効税負担率が、法人税法定税率25.5%に近い平均実効税負担率になっている。

- ・外国税額を除く平均実効税負担率 ①資本金5億円以下 23.81%、②10億円以下 21.82%、③5,000万円以下 20.48%、④1億円以下 19.95%

- ・外国税額を含む平均実効税負担率 ①資本金5億円以下 23.98%、②10億円以下 22.05%、③5,000万円以下 20.52%

(出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社基本調査）」(2013年度分) および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2013年度分) に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

〔表12〕 企業規模別の法人所得総合平均実効税率の算定（2013年度分）

— 法人税・法人住民税および法人事業税の総合平均実効税率の計算をしている —

(2014年3月期の法定正味税率38.01%の時期)

資本金別 階級 区分	外国税額を除く法人所得総合平均実効税率負担額				外国税額を含む法人所得総合平均実効税率負担額			法人所得総合 平均実効税率 負担率 ($N = L / D$)
	企業利益 相当額 （〔表9〕より） D （百万円）	法人税額 相当額 （〔表10〕より） I （百万円）	法人所得総合 平均実効税率 負担額 K （百万円）	法人所得総合 平均実効税率 負担率 ($M = K / D$) M (%)	法人税額 相当額 （〔表10〕より） J （百万円）	法人所得総合 平均実効税率 負担額 L （百万円）	法人所得総合 平均実効税率 負担率 ($N = L / D$) N (%)	
1,000万円以下	6,513,653	1,117,442	1,665,645	25.57	1,118,733	1,667,570	25.60	
5,000万円以下	5,603,045	1,147,760	1,710,837	30.53	1,150,291	1,714,610	30.60	
1億円以下	3,740,414	746,478	1,112,691	29.74	750,351	1,118,464	29.90	
5億円以下	4,086,388	973,080	1,450,461	35.49	980,099	1,460,924	35.75	
10億円以下	1,779,989	388,515	579,115	32.53	392,501	585,057	32.86	
100億円以下	7,443,191	1,426,093	2,125,717	28.55	1,495,022	2,228,462	29.93	
100億円超	19,076,718	2,213,086	3,298,799	17.29	2,595,598	3,868,967	20.28	
連結法人	14,287,496	869,689	1,296,348	9.07	1,048,782	1,563,302	10.94	
合計	62,530,911	8,882,131	13,239,599	21.17	9,531,366	14,207,342	22.72	

(注) 1. 本表は、法人税・法人住民税および法人事業税を含む法人所得総合平均実効税率（以下、本表において「総合平均実効税率」という）を外国税額を含めた場合と除いた場合の双方のケースにつき、企業規模別に区分し、

2013年度について表示している。

2. 企業規模別区分は、便宜上、資本金の大きさにより行っており、資本金階級別区分としている。
3. 「法人総合平均実効税負担額」は、法人税・法人住民税および法人事業税に相当する税額の合計額として、次の算式により算出している。

$$\text{法人所得総合平均税負担額} = \frac{\text{法人税額相当額}}{\text{法人税の法定税率 (25.5\%)}} \times \frac{\text{法人所得総合法定税率 (38.01\%)}}{\text{法人税の法定税率 (25.5\%)}}$$

4. 総合平均実効税負担率は、企業規模別区分の各階層により、大きな格差が生じている。

(1) 連結法人や資本金100億円超の巨大企業の総合平均実効税負担率は、極端に低く、外国税額を含めても、連結法人が僅か10.94%、資本金100億円超の巨大企業が僅か20.28%であり、すべての規模の階層よりも著しく低く、特に、資本金1,000万円以下の小規模企業よりも、はるかに低く、連結法人は、その半分にも満たない42.73%相当に留まっている。

(2) 一方、資本金5億円以下の企業の総合平均実効税負担率は、35.75%になっている。

(出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」（2013年度分）および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2013年度分）に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

4 2012年度・2013年度比較の企業規模別の総合負担率の算定要素の基礎数値と算定プロセス

(1) 企業規模の企業利益相当額（2012年度・2013年度比較）

法人税の平均実効税負担率の算定における基礎数値である「企業利益相当額」（2012年度・2013年度比較）の算定のプロセスを企業規模別に区分して開示している（〔表13〕参照）。

申告所得金額の合計の2012年度分の40兆7,635億円と2013年度分の49兆7,925億円に、加算項目の合計の2012年度分の14兆589億円と2013年度分の16兆9,641億円をそれぞれ加え、減算項目の合計の2012年度分の3兆8,783億円と2013年度分の4兆2,257億円を、それぞれ差し引きし「企業利益相当額」の合計の2012年度分の50兆9,441億円と2013年度分の62兆5,309億円を算出し年度比較をしているプロセスを明らかにしている。

(2) 企業規模別の法人税額相当額の算定（2012年度・2013年度比較）

法人税の平均実効税負担率の算定における基礎数値である「法人税額相当額」（2012年度・2013年度比較）の算出のプロセスを企業規模別に区分して開示している（〔表14〕参照）。

算出税額の合計の2012年度分の10兆7,275億円と2013年度分の12兆3,740億円に、留保税額の合計の2012年度分の529億円と2013年度分の718億円をそれぞれ加え、控除税額の合計の2012年度分の2兆8,972億円と2013年度分の3兆5,636億円を、それぞれから差し引きし、最終的に外国税額を除く法人税額相当額の合計の2012年度分の7兆8,831億円と2013年度分の8兆8,821億円、外国税額を含む法人税額相当額の合計の2012年度分の8兆4,564億円と2013年度分の9兆5,313億円を算出し年度比較をしているプロセスを明らかにしている。

(3) 企業規模別の法人税平均実効税負担率の算定（2012年度・2013年度比較）

法人税平均実効税負担率の算定のプロセスを企業規模別に区分して開示している（〔表15〕参照）。

企業利益相当額の合計の2012年度分の50兆9,441億円と2013年度分の62兆5,309億円で、外国税額を除く法人税相当額の合計の2012年度分の7兆8,831億円と2013年度分の8兆8,821億円を、それぞれ割ることにより法人税平均実効税負担率の2012年度分の15.47%と2013年度分の14.20%を算出し、外国税額を含む法人税額相当額の合計の2012年度分の8兆4,564億円と2013年度分の9兆5,313億円を、それぞれ割ることにより、法人税平均実効税負担率の2012年度分の16.59%と2013年度分の15.24%を算出するプロセスを明らかにしている。

(4) 企業規模別の法人所得総合平均実効税負担率の算定（2012年度・2013年度比較）

法人税・法人住民税および法人事業税を含む法人所得総合平均実効税負担率を外国税額を除いた場合と、外国税額を含めた場合の双方のケースにつき企業規模別に区分して開示している（〔表16〕参照）。

企業利益相当額の合計の2012年度分の50兆9,441億円と2013年度分の62兆5,309億円で、外国税額を除く法人税額相当額の合計の2012年度分の7兆8,831億円と2013年度分の8兆8,821億円を、それぞれ割ることにより、法人所得総合平均実効税負担率の2012年度分の23.06%と2013年度分の21.17%を算出し、外国税額を含む法人税額相当額の合計の2012年度分の8兆4,564億円と2013年度分の9兆5,313億円を、それぞれ割ることにより法人所得総合平均実効税負担率の2012年度分の24.74%と2013年度分の22.72%を算出するプロセスを明らかにしている。

[表13] 企業規模別の企業利益相当額の算定（2012年度・2013年度比較）
 — 「実効税負担率」の算定における分母の数値を算出している—
 （単位：百万円）

資本金階級別区分	申告所得金額		加算項目												
	A		受取配当益金不算入額		外国子会社受取配当益金不算入額		特別償却限度額		準備金のうち損金算入限度額		租税特別措置の特例		損害保険会社の受取配当益金不算入に係る特別利子の額		
	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	
1,000万円以下	5,063,915	5,875,882	158,758	208,656	3,056	4,026	134,109	277,317	15,508	11,882	12,116	10,687	104,545	96,755	18
5,000万円以下	4,400,906	5,174,841	150,863	126,445	16,092	27,784	191,449	300,332	3,888	3,560	3,255	3,061	66,268	67,088	36
1億円以下	2,883,434	3,343,119	108,610	243,986	31,371	39,404	95,527	171,549	1,228	1,641	1,720	1,887	35,873	39,027	
5億円以下	3,209,682	3,924,899	144,269	99,269	100,803	136,686	13,141	31,461	1,791	1,236	16,736	17,203	46,902	17,347	64
10億円以下	1,292,740	1,575,368	59,529	60,381	16,681	31,347	4,200	21,350	48,495	41,744	37,160	35,473	7,723	31,303	
100億円以下	5,694,716	6,452,800	351,138	410,189	256,098	333,977	18,746	53,487	26,275	11,097	205,367	206,473	61,936	152,724	21
100億円超	12,907,596	14,901,147	3,014,509	3,286,723	1,032,596	1,248,994	41,749	54,151	366,919	287,790	154,886	166,653	242,272	264,293	99,493
連結法人	5,220,569	8,544,519	3,460,571	3,822,453	2,019,806	2,723,606	17,813	85,155	11,950	46,888	2,721	2,549	71,796	403,978	1,019
合計	40,763,559	49,792,574	7,448,248	8,258,102	3,476,502	4,545,825	516,738	994,806	476,056	405,862	433,965	443,989	637,319	1,072,528	100,671

- (注) 1. 本表は、法人税の実効負担率の算定における基礎数値である「企業利益相当額」の算出過程を、企業規模別に区分し、2012年度と2013年度の年度対比により表示している。
2. 「企業利益相当額」は、企業純利益の金額を想定するものであるから、「申告所得金額」から企業利益相当額を推定するために、調整計算における減算部分を「加算項目」として、また、調整計算における加算部分を「減算項目」として逆算することにより算出することとしている。
3. 「申告所得金額」は、2012年度40兆7,635億円から、2013年度には49兆7,925億円へ22.14%増加し、「企業利益相当額」が、2012年度50兆9,441億円から、2013年度には62兆5,309億円へ22.74%増加している。
4. 「加算項目」は、2012年度14兆5,889億円から、2013年度16兆9,641億円へ20.66%増加し、「減算項目」は、2012年度3兆8,783億円から、2013年度4兆2,257億円へ8.9%増加している。
5. 「企業利益相当額」を企業規模別にみると、①資本金100億円超が、2012年度16兆8,181億円から2013年度には19兆7,677億円へ13.42%増加し、②連結法人の企業利益相当額を合算すると、2012年度が26兆5,160億円（構成比52.04%）であり、2013年度には33兆3,642億円（構成比53.35%）に達している。
6. 本調査の基礎資料となっている「会社標本調査」は、100万円単位で表示されているが、「租税特別措置の適用実態調査」の結果に関する報告書は、1,000円単位で表示されているので、本調査は、100万円単位に統一して表示することにした。このため、租税特別措置について、100万円未満の端数を切り捨てて表示したため、資本金階級別区分欄の数値を合算した数値と「合計」数値とは合致していない。
- (出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査）」（2012年度、2013年度分）および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2012年度、2013年度分）に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

〔表14〕 企業規模別の法人税額相当額の算定（2012年度・2013年度比較）

— 「実効税負担率」の算定における分子の数値を算出している—

（単位：百万円）

資本金 階級別 区分	算出税額		留保税額		所得税額		外国税額		租税特別 措置による 税額控除額		軽減税率 適用による 減税額		(小計)		外国税額を除く (I = E + F - H)		法人税額相当額	
	E		F		G		H		I		J		K		L		M	
	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度
1,000万 円以下	1,233,862	1,267,237	7	7	790	1,291	10,375	15,222	70,699	77,145	125,292	149,802	1,110,570	1,117,442	1,111,360	1,118,733		
5,000万 円以下	1,176,129	1,244,331			2,015	2,531	17,681	24,985	25,684	27,221	87,799	96,571	1,088,330	1,147,760	1,090,345	1,150,291		
1億円 以下	792,975	837,204		7	4,325	3,873	18,596	24,444	5,239	5,613	55,456	90,733	737,519	746,478	741,844	750,351		
5億円 以下	883,879	1,000,822	25,244	30,029	5,002	7,019	16,232	24,118	269	312	49,951	57,771	859,172	973,080	864,174	980,099		
10億円 以下	352,894	401,715	4,635	13,786	1,453	3,986	5,740	7,564	94	85	26,640	26,966	330,889	388,515	332,342	392,501		
100億 円以下	1,532,618	1,644,355	14,516	16,075	69,443	68,929	50,519	68,928	218	222	327,847	234,337	1,219,287	1,426,093	1,288,730	1,495,022		
100億 円超	3,398,790	3,799,748	716	2,593	391,713	382,512	177,404	251,903	24	24	1,303,056	1,589,255	2,091,450	2,213,086	2,483,163	2,595,598		
連 結 法 人	1,361,859	2,178,598	7,850	9,305	98,537	179,093	123,754	298,035	64	84	923,228	1,318,214	445,981	869,689	544,518	1,048,782		
合 計	10,727,507	12,374,009	52,960	71,802	573,278	649,235	420,306	715,202	102,293	110,711	2,897,276	3,563,800	7,883,191	8,882,131	8,456,469	9,531,366		

- (注) 1. 本表は、法人税の実効負担率の算定における基礎数値である「法人税額相当額」の算出過程を、2012年度と2013年度の年度対比をして、企業規模別に区分して表示している。
2. 「法人税額相当額」は、法人企業が現実には納付した実際の法人税額を算出するため求められるべきものであるから、算出法人税額に必要な調整計算を加味することとしている。
3. (1) 算出税額、留保税額および控除税額欄の「所得税額」、「外国税額」、「会社標準調査」(2012年度、2013年度分)に基ついて作表している。
- (2) 「控除税額」欄の「租税特別措置による税額控除額」、「軽減税率適用による減税額」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2012年度、2013年度分)に基ついて作表している。
- (3) 本調査の基礎資料となっている「会社標準調査」は、100万円単位で表示されているが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、1,000円単位で表示されているので、本調査は、100万円単位に統一して表示することにした。このため、租税特別措置について、100万円未満の端数を切り捨てて表示したため、資本金階級別区分欄の数値を合算した数値と「合計」数値とは合致していない。
4. 「算出税額」は、2012年度10兆7,275億円から2013年度12兆3,740億円へと15.34%増加している。
5. 外国税額を除く法人税相当額は、2012年度7兆8,831億円から2013年度8兆8,821億円へと12.67%増加している。
6. 算出税額と法人税相当額との差額について、〔図6〕企業規模別の算出税額に対する法人税額の縮小化状況のグラフにおいて表示している。
7. 「租税特別措置による税額控除額」および「軽減税率適用による減税額」は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しているため、資本金階級別区分欄の数値を合算した数値と「合計」数値とは合致していない。
- (出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態(会社標準調査)」(2012年度、2013年度分)および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2012年度、2013年度分)に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

[表15] 企業規模別の法人税平均実効税負担率の算定 (2012年度・2013年度比較)

—企業利益相当額と法人税相当額に基づき算定している—

資本金 階級別 区分	企業利益相当額 ((表13)より)				外国税額を除く負担額				外国税額を含む負担額			
	D (百万円)		I (百万円)		法人税相当額 ((表14)より)		法人税平均実行負担率 (K = I / D)		法人税相当額 ((表14)より)		法人税平均実行負担率 (L = J / D)	
	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度
1,000万円以下	5,493,900	6,513,653	1,110,570	1,117,442	20.21	17.15	1,111,360	20.22	1,118,733	20.22	17.17	
5,000万円以下	4,717,884	5,603,045	1,088,330	1,147,760	23.06	20.48	1,090,345	23.11	1,150,291	23.11	20.52	
1 億円以下	3,067,593	3,740,414	737,519	746,478	24.04	19.95	741,844	24.18	750,351	24.18	20.06	
5 億円以下	3,387,052	4,086,388	859,172	973,080	25.36	23.81	864,174	25.51	980,099	25.51	23.98	
10億円以下	1,416,695	1,779,989	330,889	388,515	23.35	21.82	332,342	23.45	392,501	23.45	22.05	
100億円以下	6,344,873	7,443,191	1,219,287	1,426,093	19.21	19.15	1,288,730	20.31	1,495,022	20.31	20.08	
100億円超	16,818,110	19,076,718	2,091,450	2,213,086	12.43	11.60	2,483,163	14.76	2,595,598	14.76	13.60	
連結法人	9,697,978	14,287,496	445,981	869,689	4.59	6.08	544,518	5.61	1,048,782	5.61	7.34	
合計	50,944,110	62,530,911	7,883,191	8,882,131	15.47	14.20	8,456,469	16.59	9,531,366	16.59	15.24	

(注) 1. 本表は、「法人税平均実効税負担率」(以下、本表において「平均実効税負担率」という)を算出するための計算過程を、

2012年度と2013年度の年度対比をして、企業規模別に区分して表示している。

2. 企業規模別区分は、便宜上、資本金の大きさにより行っており、資本金階級別区分としている。

3. 「企業利益相当額」(D)は、企業純利益の金額を想定するものであるから、「申告所得金額」から企業利益相当額を推定

するために、調整計算における減算部分を「加算項目」とし、また、調整計算における加算部分を「減算項目」として逆算することにより算出することとしている。

4. 「外国税額を除く負担額」

(1) 「法人税額相当額(外国税額を除く)(I)」は、法人企業が現実に納付した実際の法人税額を算出するための求められるべきものであるから、算出法人税額に必要な調整計算を加味することとしており、外国税額を除き、〔表14〕の数値に基づいている。

(2) 「法人税平均効効税負担率」(K) は、次の算式により算出している。

$$\text{法人税平均効効税負担率 (K)} = \frac{\text{法人税額相当額 (外国税額を除く) (I)}}{\text{企業利益相当額 (D)}}$$

5. 「外国税額を含む負担額」

(1) 「法人税額相当額」(J) は、〔表14〕の数値に基づいている。

(2) 「法人税平均効効税負担率」(L) は、次の算式により算出している。

$$\text{法人税平均効効税負担率 (L)} = \frac{\text{法人税額相当額 (外国税額を含む) (J)}}{\text{企業利益相当額 (D)}}$$

6. 平均効効税負担率を単体法人と連結法人(資本金階級別に区分しないまま)の分離した数値の計算段階を示している。

7. 平均効効税負担率は、企業規模別区分の各階層により、著しい格差が生じている。

(1) 連結法人や資本金100億円超の巨大企業の平均効効税負担率は、極端に低く、外国税額を含めても、連結法人が2012年度は僅か5.61%、2013年度も僅か7.34%であり、さらに、資本金100億円超の巨大企業が2012年度は僅か14.76%、2013年度も僅か13.60%であり、全ての規模の階層よりも著しく低く、特に、資本金1,000万円以下の小規模企業よりも、はるかに低く、連結法人は、その半分にも満たずに2012年度は27.74%相当、2013年度は42.74%相当に留まっている。

(2) 一方、資本金5億円以下の階層の平均効効税負担率が、最も高く、2012年度は27.74%、2013年度も23.98%になっている。

8. 平均効効税負担率の分母である企業利益相当額の基礎数値と、分子である法人税額相当額の基礎数値は〔表3〕に表示している。

(出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態(会社標本調査)〔2012年度、2013年度分〕および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」〔2012年度、2013年度分〕に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

〔表16〕 企業規模別の法人所得総合平均実効負担率の算定（2012年度・2013年度比較）
 一人法人税・法人住民税および法人事業税の総合平均実効負担率の計算をしている—
 （2013年3月期～2014年3月期の法定正味税率38.01%の時期）

資本金階級別区分	企業利益相当額 （〔表13〕より）				外国税額を除く法人所得総合平均実効税負担額				外国税額を含む法人所得総合平均実効税負担額					
	D		I		K		M		J		L		N	
	2012年度 （百万円）	2013年度 （百万円）	2012年度 （百万円）	2013年度 （百万円）	2012年度 （百万円）	2013年度 （百万円）	2012年度 （%）	2013年度 （%）	2012年度 （百万円）	2013年度 （百万円）	2012年度 （百万円）	2013年度 （百万円）	2012年度 （%）	2013年度 （%）
1,000万円以下	5,493,900	6,513,653	1,110,570	1,117,442	1,665,402	1,665,645	30.13	25.57	1,111,360	1,118,733	1,656,580	1,667,570	30.15	25.60
5,000万円以下	4,717,884	5,603,045	1,088,330	1,147,760	1,622,251	1,710,837	34.38	30.53	1,090,345	1,150,291	1,625,255	1,714,610	34.44	30.60
1億円以下	3,067,593	3,740,414	737,519	746,478	1,099,337	1,112,691	35.83	29.74	741,844	750,351	1,105,783	1,118,464	36.04	29.90
5億円以下	3,387,052	4,086,388	859,172	973,080	1,280,671	1,450,461	37.81	35.49	864,174	980,099	1,288,127	1,460,924	38.03	35.75
10億円以下	1,416,695	1,779,989	330,889	388,515	493,219	579,115	34.81	32.53	332,342	392,501	495,385	585,057	34.96	32.86
100億円以下	6,344,873	7,443,191	1,219,287	1,426,093	1,817,454	2,125,717	28.64	28.55	1,288,730	1,495,022	1,920,965	2,228,462	30.27	29.93
100億円超	16,818,110	19,076,718	2,091,450	2,213,086	3,117,490	3,298,799	18.53	17.29	2,483,163	2,595,598	3,701,373	3,868,967	22.00	20.28
連結法人	9,697,978	14,287,496	445,981	869,689	664,774	1,296,348	6.85	9.07	544,518	1,048,782	811,652	1,563,302	8.36	10.94

合計	50,944,110	62,530,911	7,883,191	8,882,131	11,750,591	13,239,599	23.06	21.17	8,456,469	9,531,366	12,605,113	14,207,342	24.74	22.72
----	------------	------------	-----------	-----------	------------	------------	-------	-------	-----------	-----------	------------	------------	-------	-------

(注) 1. 本表は、法人税・法人住民税および法人事業税を含む法人所得総合平均実効税率(以下、本表において「総合平均実効税率」という)を外国税額を除く場合と含む場合の双方のケースにつき、企業規模別に区分し、2012年度と2013年度の年度比較をして表示している。

2. 企業規模別区分は、便宜上、資本金の大きさにより行っており、資本金階級別区分としている。

3. 法人所得総合平均実効税率は、法人税、法人住民税および法人事業税に相当する税額の合計額として、次の算式により算出している。

$$\frac{\text{法人所得総合平均実効税率}}{\text{実効税率}} = \frac{\text{法人税額相当額}}{\text{法人所得総合法定正味税率 (38.01\%)}} \times \frac{\text{法人税の法定税率 (25.5\%)}}{\text{法人所得総合法定正味税率 (38.01\%)}}$$

4. 総合平均実効税率は、企業規模別区分の各階層により、大きな格差が生じている。

(1) 連結法人や資本金100億円超の巨大企業の総合平均実効税率は、極端に低く、外国税額を含めても、連結法人が2012年度僅か8.36%、2013年度僅か10.94%、資本金100億円超の巨大企業が2012年度僅か22.00%、2013年度僅か20.28%であり、全ての規模の階層よりも著しく低く、特に、資本金1,000万円以下の小規模企業よりも、はるかに低く、連結法人は、その半分にも満たない2012年度27.72ポイント相当、2013年度42.73ポイント相当に留まっている。

(2) 一方、資本金5億円以下の企業の総合平均実効税率は、最も高く、35.75%になっている。

(出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態(会社標本調査)』(2012年度、2013年度分)および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2012年度、2013年度分)に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

IX 企業利益相当額に対する課税所得等の縮小額の算定基礎

— 課税所得金額と法人税額の1社当たりでの縮小額 —

1 企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小化状況の年度別分析における算定要素の基礎数値と1社当たりの課税所得縮小額の算定プロセス

企業規模別の課税所得金額の縮小化状況の格差分析の総括については前述のようであるが、本節においては、企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小額の算定の基礎数値と算定のプロセスを明らかにするとともに、特に、「1社当たり課税所得縮小額」をも明らかにし、日本の法人税制が抱えている深刻な欠陥状況をマクロ的アプローチにより分析検証する。

企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小額の算定における計算要素である企業利益相当額、申告所得金額を示し、「課税所得金額縮小額」の算定プロセスを企業規模別に区分し、年度比較しながら開示している。さらに、「所得計上法人数」を用いることにより「1社当たり課税所得金額縮小額」をも開示している（〔表17〕参照）。

企業利益相当額の合計の2012年度分の50兆9,441億円と2013年度分の62兆5,309億円から、申告所得金額の合計の2012年度分の40兆7,635億円と2013年度分の49兆7,925億円を、それぞれ差し引くことにより、課税所得金額縮小額の2012年度分の10兆1,805億円と2013年度分の12兆7,383億円を算出するプロセスを明らかにしている。

1社当たりの課税所得金額縮小額は、課税所得金額縮小額の合計の2012年度分の10兆1,805億円と2013年度分の12兆7,383億円を、所得計上法人数の2012年度分の749,731社と2013年度分の823,136社で、それぞれ割ることにより、1社当たりの課税所得金額縮小額の2012年度分の1,357万円と2013年度分の1,547万円を算出するプロセスをも示している。

2 企業規模別の算出税額に対する法人税額の縮小化状況の年度別分析 における算定要素の基礎数値と算定プロセス

算出税額に対する法人税額の縮小額の算定における計算要素である算出税額、法人税相当額を示し、「法人税額縮小額」を企業規模別に年度比較をしながら算定しているプロセスを開示している（〔表18〕参照）。

算出税額の合計の2012年度分の10兆7,275億円と2013年度分の12兆3,740億円から、外国税額を除く法人税相当額の2012年度分の7兆8,831億円と2013年度分の8兆8,831億円を、それぞれ差し引くことにより、外国税額を除く法人税額縮小額の2012年度分の2兆8,443億円と2013年度分の3兆4,918億円を算出し、さらに外国税額を含む法人税相当額の2012年度分の8兆4,564億円と2013年度分の9兆5,313億円を、それぞれ差し引くことにより、外国税額を含む法人税額縮小額の2012年度分の2兆2,710億円と2013年度分の2兆8,426億円を算出するプロセスを明らかにしている。

3 企業規模別の算出税額に対する1社当たり法人税額縮小額の年度別 分析における算定要素の基礎数値と算定プロセス

算出税額に対する1社当たりの法人税額縮小額の算定における計算要素である所得計上法人数、法人税額縮小額を示し「1社当たり法人税額縮小額」を企業規模別に年度比較をしながら算定しているプロセスを開示している（〔表19〕参照）。

所得計上法人数の合計の2012年度分の749,731社と2013年度分の823,136社で、外国税額を除く法人税額縮小額の合計の2012年度分の2兆8,443億円と2013年度分の3兆4,918億円を、それぞれ割ることによって、1社当たりの外国税額を除く法人税額縮小額の合計の2012年度分の379万円と2013年度分の424万円を算出し、さらに外国税額を含む法人税額縮小額の2012年度分の2兆2,710億円と2013年度分の2兆8,426億円をそれぞれ割る

ことによって、1社当たりの外国税額を含む法人税額縮小額の合計の2012年度分の302万円と2013年度分の345万円を年度比較をしながら算出しているプロセスを明らかにしている。

* * *

安倍晋三首相は、2015年11月29日、企業の所得に課税する法人税、法人事業税、法人住民税の法人3税の法定税率の引き下げについて「早期に20%台に引き下げるよう指示している」と語った。現在の32.11%から2016年度に29%台に引き下げることを念頭に、政府・与党の調整を急ぐ考えを示したのである。

法人所得課税の引き下げでは財務省などが当初17年度に20%台にすることを検討していたが、首相官邸は16年に20%台にするよう財務・総務両省に指示をしたのであり、財務省などは財源をさがしていた。

やがて、2015年12月16日に決定した与党の「平成28年度税制改正大綱」では、2016年度は29.97%に下げ、17年度は同率で据え置き、18年度は、29.74%まで下げることにしている。

安倍首相が力を入れている成長戦略の決め手は法人税減税ではなく、消費税減税による内需の拡大である。法人税制の欠陥の是正により、大企業に「まともな」納税をしてもらうことで9兆4,065億円もの増収による新規財源の獲得ができるのである。

大企業からの増収で消費税を元の5%に引き下げることが、いま政府が決断すべき最大にして最善の景気対策である。

[表17] 企業規模別の企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小化状況
 一企業利益相当額と申告所得金額の比較により課税所得金額の縮小状況を分析している一
 ー2012年度・2013年度分ー

資本金 階級別 区分	所得計上法人数		企業利益相当額		申告所得金額		課税所得金額縮小額		1社当たり課税 所得金額縮小額		課税所得縮小率	
	2012年度 (社)	2013年度 (社)	2012年度 (百万円)	2013年度 (百万円)	2012年度 (百万円)	2013年度 (百万円)	2012年度 (百万円)	2013年度 (百万円)	2012年度 (万円)	2013年度 (万円)	2012年度 (%)	2013年度 (%)
1,000万 円以下	592,322	649,772	5,493,900	6,513,653	5,063,915	5,875,882	429,985	637,771	72	98	7.82	9.79
5,000万 円以下	120,735	132,660	4,717,884	5,603,045	4,400,906	5,174,841	316,978	428,204	262	322	6.71	7.64
1億円 以下	21,589	23,547	3,067,593	3,740,414	2,883,434	3,343,119	184,159	397,295	853	1,687	6.00	10.62
5億円 以下	9,440	10,894	3,387,052	4,086,388	3,209,682	3,924,899	177,370	161,489	1,878	1,482	5.23	3.95
10億円 以下	1,299	1,441	1,416,695	1,779,989	1,292,740	1,575,368	123,955	204,621	9,542	14,199	8.74	11.49
100億円 以下	2,922	3,152	6,344,873	7,443,191	5,694,716	6,452,800	650,157	990,391	22,250	31,421	10.24	13.30
100億円 超	798	867	16,818,110	19,076,718	12,997,596	14,901,147	3,820,514	4,175,571	478,761	481,611	22.71	21.88
連結 法人	626	803	9,697,978	14,287,496	5,220,569	8,554,519	4,477,409	5,742,977	715,241	715,190	46.16	40.19

合計	749,731	823,136	50,944,110	62,530,911	40,763,559	49,792,574	10,180,551	12,738,337	1,357	1,547	19.98	20.37
----	---------	---------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------	-------	-------	-------

(注) 1. 本表は、企業利益相当額と申告所得金額との差異である課税所得金額の縮小額を企業規模別に区分し、2012年度と2013年度の年
度比較をして表示している。

2. 「所得計上法人数」の詳細数値は、〔表17〕に掲示されており、本表においては、「1社当たり課税所得金額の縮小額」の算定数値
を構成している。

3. 「企業利益相当額」は、企業純利益の金額を想定するものであるから、「申告所得金額」から企業利益相当額を推定するために、
調整計算における減算部分を「加算項目」として、また、調整計算における加算部分を「減算項目」として逆算することにより算
出することとしている。「企業利益相当額」の詳細数値は、〔表17〕に掲示している。

4. 「申告所得金額」は、法人が税務署に提出した確定申告書等に記載された所得金額であり、「会社課本調査」に基づいて算定して
おり、その詳細数値は、〔表17〕に掲示されている。

5. 「課税所得金額の縮小額」は、次の算式により算出している。

$$\text{企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小額} = \text{企業利益相当額} - \text{申告所得金額}$$

企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小率を次の算式により算出している。

$$\text{企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小率} = \frac{\text{企業利益相当額に対する課税所得金額の縮小額}}{\text{企業利益相当額}}$$

6. 「1社当たり課税所得金額の縮小額」は、課税所得金額の縮小額を所得計上法人数で除して算出している。

7. 課税所得金額の縮小額および課税所得縮小率のトップは、連結法人で、2012年度4兆4,774億円(46.16%)、2013年度5兆7,429億
円(40.19%)に達している。資本金100億円超の巨大企業は、2012年度3兆8,205億円(22.71%)、2013年度4兆1,755億円(21.88%)
になっている。

連結法人と資本金100億円超を合算した課税所得金額の縮小額は、2012年度8兆2,979億円(81.50%)、2013年度9兆9,185億円
(77.86%)に達している。

8. 1社当たり課税所得金額の縮小額は、①連結法人で、2012年度7,152億円、2013年度7,151億円、②資本金100億円超が続き、2012
年度4,787億円、2013年度4,816億円になっている。

(出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態(会社課本調査)〔2012年度、2013年度分〕および租特透明化法
による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」〔2012年度、2013年度分〕に基づいているが、これに、所定の諸要素を加
味総合的に検討することにより作表している。

〔表18〕 企業規模別の算出税額に対する法人税額の縮小化状況
 一算出税額と法人税相当額の差異である法人税額の縮小状況を分析している—
 —2012年度・2013年度分—

資本金階級別区分	算出税額		法人税相当額				法人税額縮小額				法人税額縮小率					
	(外国税額を除く)		(外国税額を含む)		(外国税額を除く)		(外国税額を含む)		(外国税額を除く)		(外国税額を含む)		(外国税額を除く)		(外国税額を含む)	
	2012年度 (百万円)	2013年度 (百万円)	2012年度 (百万円)	2013年度 (百万円)	2012年度 (百万円)	2013年度 (百万円)	2012年度 (百万円)	2013年度 (百万円)	2012年度 (%)	2013年度 (%)	2012年度 (%)	2013年度 (%)	2012年度 (%)	2013年度 (%)	2012年度 (%)	2013年度 (%)
	A1	A2	B1	B2	B3	B4	C1 (A1 - B1)	C2 (A2 - B2)	C3 (A1 - B3)	C4 (A2 - B4)	E1 (C1/A1)	E2 (C2/A2)	E3 (C3/A1)	E4 (C4/A2)		
1,000万円以下	1,233,862	1,267,237	1,110,570	1,117,442	1,111,360	1,118,733	123,292	149,795	122,502	148,504	9.99	11.82	9.92	11.71		
5,000万円以下	1,176,129	1,244,331	1,088,330	1,147,760	1,090,345	1,150,291	87,799	96,571	85,784	94,040	7.46	7.76	7.29	7.55		
1億円以下	792,975	837,204	737,519	746,478	741,844	750,351	55,456	90,726	51,131	86,853	6.99	10.83	6.44	10.37		
5億円以下	883,879	1,000,822	859,172	973,080	864,174	980,099	24,707	27,742	19,705	20,723	2.79	2.77	2.22	2.07		
10億円以下	352,894	401,715	330,889	388,515	332,342	392,501	22,005	13,200	20,552	9,214	6.23	3.28	5.82	2.29		
100億円以下	1,532,618	1,644,355	1,219,287	1,426,093	1,288,730	1,495,022	313,331	218,262	243,888	149,333	20.44	13.27	15.91	9.08		
100億円超	3,393,790	3,799,748	2,091,450	2,213,086	2,483,163	2,595,598	1,302,340	1,586,662	910,627	1,204,150	38.37	41.75	26.83	31.69		
連結法人	1,361,359	2,178,598	445,981	869,689	544,518	1,048,782	915,378	1,308,909	816,841	1,129,816	67.24	60.08	60.00	51.85		
合計	10,727,507	12,374,009	7,883,191	8,882,131	8,456,469	9,531,366	2,844,316	3,491,878	2,271,038	2,842,643	26.51	28.21	21.17	22.97		

(注) 1. 本表は、算出税額と法人税額相当額から法人税額の縮小状況を、企業規模別に区分し、2012年度と2013年度の年度比較により分析している。
 2. 「算出税額」は、所得金額に所定の法人税率を乗じて算出されたもので、「会社標準調査」(2012年度・2013年度)に基づいている。
 3. 「法人税額相当額」は、法人企業が現実に対応した実際の法人税額を算出するため求められるべきものであるから、算出法人税額に必要な調整計算を加味することとしており、外国税額を除く場合と外国税額を含む場合とに区分している。詳細数値は、[表4-2]に掲示している。

4. 「法人税額縮小額」は、次の算式により算出している。

$$\frac{\text{法人税額相当額に対する算出税額} - \text{法人税相当額}}{\text{法人税額縮小額}}$$

5. 「法人税額縮小率」は、次の算式により算出している。

$$\frac{\text{法人税額相当額に対する算出税額に対する法人税額縮小額}}{\text{算出税額}}$$

6. 法人税額縮小率の高い階層と低い階層を分析すれば、次のようである。

- (1) 法人税額縮小率の高い階層
- 1) 外国税額を除く法人税額縮小率
 2012年度 ① 連結法人67.24%, ② 資本金100億円超38.37%, ③ 100億円以下20.44%
 2013年度 ① 連結法人60.08%, ② 資本金100億円超41.75%, ③ 100億円以下13.27%
- 2) 外国税額を含む法人税額縮小率
 2012年度 ① 連結法人60.00%, ② 資本金100億円超26.83%, ③ 100億円以下15.91%
 2013年度 ① 連結法人51.85%, ② 資本金100億円超31.69%, ③ 100億円以下11.71%
- (2) 法人税額縮小率の低い階層
- 1) 外国税額を除く法人税額縮小率
 2012年度 ① 資本金5億円以下2.79%, ② 10億円以下6.23%, ③ 1億円以下6.99%
 2013年度 ① 資本金5億円以下2.77%, ② 10億円以下3.28%, ③ 5,000万円以下7.76%
- 2) 外国税額を含む法人税額縮小率
 2012年度 ① 資本金5億円以下2.22%, ② 10億円以下5.82%, ③ 1億円以下6.44%
 2013年度 ① 資本金5億円以下2.07%, ② 10億円以下2.29%, ③ 5,000万円以下7.55%

(出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態(会社標準調査)」(2012年度、2013年度分)および租特透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2012年度、2013年度分)に基づいているが、これに、所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作成している。

[表19] 企業規模別の算出税額に対する1社当たり法人税額縮小額
 一連結法人と資本金100億円超の巨大企業が法人税額を縮小している—
 —2012年度・2013年度分—

資本金階級別区分	所得計上法人数		法人税額縮小額						1社当たり法人税額縮小額						
			(外国税額を除く)			(外国税額を含む)			(外国税額を除く)		(外国税額を含む)				
	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度			
	(社) 構成比 (%) N 1	(社) 構成比 (%) N 2	百万円 C1 (A1-B1)	百万円 C2 (A2-B2)	百万円 C3 (A1-B3)	百万円 C4 (A2-B4)	構成比 (%) (C1/N1)	構成比 (%) (C2/N2)	構成比 (%) (C3/N1)	構成比 (%) (C4/N2)	(万円) D1 (C1/N1)	(万円) D2 (C2/N2)	(万円) D3 (C3/N1)	(万円) D4 (C4/N2)	
1,000万円以下	592,322	79.00	78.94	123,292	4.33	149,795	4.29	122,502	5.39	148,504	5.22	20	23	20	22
5,000万円以下	120,735	16.10	16.12	87,799	3.09	96,571	2.77	85,784	3.78	94,040	3.31	72	72	71	70
1億円以下	21,589	2.88	23.547	55,456	1.95	90,726	2.60	51,131	2.25	86,853	3.06	256	385	236	368
5億円以下	9,440	1.26	10.894	24,707	0.87	27,742	0.79	19,705	0.87	20,723	0.73	261	254	208	190
10億円以下	1,299	0.17	1.441	22,005	0.77	13,200	0.38	20,552	0.90	9,214	0.32	1,693	916	1,582	639
100億円以下	2,922	0.39	3.152	313,331	11.02	218,262	6.25	243,888	10.74	149,333	5.25	10,723	6,924	8,346	4,737
100億円超	798	0.11	867	1,302,340	45.79	1,566,662	45.44	910,627	40.10	1,204,150	42.36	163,200	183,005	114,113	138,886
連結法人	626	0.08	803	915,378	32.18	1,308,909	37.48	816,841	35.97	1,129,816	39.75	146,226	163,002	130,485	140,699
合計	749,731	100.00	823,136	2,844,316	100.00	3,491,878	100.00	2,271,038	100.00	2,842,643	100.00	379	424	302	345

(注) 1. 本表は、算出税額と法人税額相当額から算出される「法人税額縮小額」について、1社当たりの縮小額を明示し、企業規模別に区分し、外国税額を除いた場合と外国税額を含めた場合に区分して、2012年度と2013年度の年度比較により分析している。

2. 「所得計上法人数」は、「会社標準調査」(2012年度、2013年度分)に基づいている。

3. 「1社当たり法人税額縮小額」は、「法人税額縮小額」を「所得計上法人数」で除して算出している。

4. 1社当たり法人税額縮小額の高い階層と低い階層を分析すれば、次のようである。

- (1) 1社当たり法人税額縮小額が高い階層
 - 1) 外国税額を除く1社当たり法人税額縮小額
 - 2012年度 ① 資本金100億円超16億3,200万円, ② 連結法人14億6,226万円
 - 2013年度 ① 資本金100億円超18億3,005万円, ② 連結法人16億3,002万円
 - 2) 外国税額を含む1社当たり法人税額縮小額
 - 2012年度 ① 連結法人13億485万円, ② 資本金100億円超11億4,113万円
 - 2013年度 ① 連結法人14億699万円, ② 資本金100億円超13億8,886万円
- (2) 1社当たり法人税額縮小額が低い階層
 - 1) 外国税額を除く1社当たり法人税額縮小額
 - 2012年度 ① 資本金1,000万円以下20万円, ② 5,000万円以下72万円
 - 2013年度 ① 資本金1,000万円以下23万円, ② 5,000万円以下72万円
 - 2) 外国税額を含む1社当たり法人税額縮小額
 - 2012年度 ① 資本金1,000万円以下20万円, ② 5,000万円以下71万円
 - 2013年度 ① 資本金1,000万円以下22万円, ② 5,000万円以下70万円

(出所) 本表は、国税庁長官官房企画課「税務統計から見た法人企業の実態（会社標準調査）」(2012年度、2013年度分)および租特
 透明化法による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2012年度、2013年度分)に基づいているが、これに、
 所定の諸要素を加味し総合的に検討することにより作表している。

